

議案第22号

世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改正

上記の議案を提出する。

令和6年3月22日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

令和6年4月1日付け組織改正に伴い、世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改正する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育委員会訓令甲第 号

教 育 委 員 会 事 務 局

教 育 機 関

世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和52年7月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

世田谷区教育委員会

第1条本文中「課長」の次に「（事業推進担当課長を含む。以下同じ。）」を加え、同条ただし書中「第4条の」を「第4条第1項の」に改める。

第4条の表以外の部分中「、次」を「次」に改め、「された事案」の次に「（第3条又は前条の規定により課長、係長若しくは担当係長又は副参事の決定の対象とされた事案を除く。）」を、「不在」の次に「（以下「不在」という。）」を加え、「その決定に当たる」を「決定する」に改め、同条の表課長の項中「課に」を「課（事業推進担当課を含む。以下同じ。）に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第3条又は前条の規定により次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合であって、当該事案の決定を行う者が不在であるときは、同表右欄に掲げる者が決定するものとする。

|          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 課長       | 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長<br>又は教育総合センター長 |
| 係長又は担当係長 | 課長                                |
| 副参事      | 課長                                |

第5条第1項の表教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長の項中「前条」を「前条第1項」に、「、学校教育部長又は教育総合センター長」を「又は学校教育部長」に改め、同表課長の項及び課長補佐又は係長若しくは担当係長の項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第6条の見出し中「の」を「への」に改め、同条第1項の表委員会が決定する事案の項を削り、同表教育長が決定する事案の項中「主管部長」を「主管に係る部長（以下「主管部長」という。）」に改める。

第7条を次のように改める。

（事案の決定関与の臨時代行）

第7条 前条の規定により次の表の左欄に掲げる者の同表中欄に掲げる審議、審査又

は協議（以下「決定関与」という。）の対象とされた事案について至急に決定関与を行う必要がある場合であって、当該事案について決定関与を行う者が不在であるときは、同表右欄に掲げる者が決定関与を行うものとする。

|           |    |  |
|-----------|----|--|
| 部長        | 審議 | 当該事案を主管する課長  |
|           | 協議 | 当該事案について直接影響を受ける事務を主管する課長                          |
| 課長        | 審議 | 課長があらかじめ指定する課長補佐（課長補佐を指定していない課にあつては、主管係長又は担任の担当係長） |
|           | 協議 | 当該事案について直接影響を受ける事務を主管し、又は担任する係長又は担当係長              |
| 係長及び担当係長  | 審議 | 主管課長があらかじめ指定する者                                    |
|           | 協議 | 当該事案について直接影響を受ける事務を主管する課長があらかじめ指定する者               |
| 教育総務課長    | 審査 | 教育総務課調整係長  |
|           | 協議 | 教育総務課調整係長  |
| 教育総務課調整係長 | 審査 | 教育計画・事務調整担当係長（教育計画・事務調整担当係長が不在であるときは経理係長）          |
|           | 協議 | 教育計画・事務調整担当係長（教育計画・事務調整担当係長が不在であるときは経理係長）          |
| 文書主任      | 審査 | 当該事案を主管する課長が文書事務をつかさどる職員のうちからあらかじめ指定する者            |

第7条の次に次の1条を加える。

（事案の決定関与者）

第7条の2 前2条の規定により事案の決定に対する関与を行う者を、事案の決定関与者という。

別表1の部23の項中「2,000,000円以上」を「一の該当者につき2,000,000円以上」に、「200,000円」を「一の該当者につき200,000円」に改め、同表2の部教育環境課の款2の項中「区立学校」を「区立幼稚園及び区立認定こども園並びに区立学校」に改め、同表4の部教育研究・ICT推進課の款4の項を削り、同款の次に次のように加える。

|         |                               |  |  |                                      |                                       |
|---------|-------------------------------|--|--|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 事業推進担当課 | 1 教育総合センターに係る事業の推進及び調整に関すること。 |  |  | 1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る重要な事項を決定すること。 | 1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る定例的な事項を決定すること。 |
|---------|-------------------------------|--|--|--------------------------------------|---------------------------------------|

## 世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部を改正する訓令甲新旧対照表

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| ○世田谷区教育委員会事案決定手続規程<br>昭和52年7月1日世教委訓令甲第4号  | ○世田谷区教育委員会事案決定手続規程<br>昭和52年7月1日世教委訓令甲第4号  |
| 改正  | 改正  |
| 昭和53年6月20日世教委訓令甲第3号<br>昭和55年8月1日世教委訓令甲第5号<br>昭和58年7月1日世教委訓令甲第5号<br>昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号<br>昭和61年4月1日世教委訓令甲第2号<br>昭和62年4月1日世教委訓令甲第1号<br>昭和62年7月1日世教委訓令甲第5号<br>昭和63年4月1日世教委訓令甲第3号<br>平成元年4月1日世教委訓令甲第4号<br>平成3年4月1日世教委訓令甲第1号<br>平成4年3月25日世教委訓令甲第1号<br>平成4年12月25日世教委訓令甲第17号<br>平成5年3月25日世教委訓令甲第1号<br>平成7年3月31日世教委訓令甲第2号<br>平成7年6月30日世教委訓令甲第7号<br>平成8年4月1日世教委訓令甲第1号<br>平成9年4月1日世教委訓令甲第2号<br>平成9年8月1日世教委訓令甲第4号<br>平成9年10月1日世教委訓令甲第6号<br>平成10年4月1日世教委訓令甲第14号<br>平成11年4月1日世教委訓令甲第8号<br>平成12年3月31日世教委訓令甲第14号<br>平成13年3月30日世教委訓令甲第1号 | 昭和53年6月20日世教委訓令甲第3号<br>昭和55年8月1日世教委訓令甲第5号<br>昭和58年7月1日世教委訓令甲第5号<br>昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号<br>昭和61年4月1日世教委訓令甲第2号<br>昭和62年4月1日世教委訓令甲第1号<br>昭和62年7月1日世教委訓令甲第5号<br>昭和63年4月1日世教委訓令甲第3号<br>平成元年4月1日世教委訓令甲第4号<br>平成3年4月1日世教委訓令甲第1号<br>平成4年3月25日世教委訓令甲第1号<br>平成4年12月25日世教委訓令甲第17号<br>平成5年3月25日世教委訓令甲第1号<br>平成7年3月31日世教委訓令甲第2号<br>平成7年6月30日世教委訓令甲第7号<br>平成8年4月1日世教委訓令甲第1号<br>平成9年4月1日世教委訓令甲第2号<br>平成9年8月1日世教委訓令甲第4号<br>平成9年10月1日世教委訓令甲第6号<br>平成10年4月1日世教委訓令甲第14号<br>平成11年4月1日世教委訓令甲第8号<br>平成12年3月31日世教委訓令甲第14号<br>平成13年3月30日世教委訓令甲第1号 |

| 改正後                       | 改正前                       |
|---------------------------|---------------------------|
| 平成13年10月 1 日世教委訓令甲第10号    | 平成13年10月 1 日世教委訓令甲第10号    |
| 平成15年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号  | 平成15年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号  |
| 平成15年10月17日世教委訓令甲第 7 号    | 平成15年10月17日世教委訓令甲第 7 号    |
| 平成16年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号  | 平成16年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号  |
| 平成17年 4 月 1 日世教委訓令甲第16号   | 平成17年 4 月 1 日世教委訓令甲第16号   |
| 平成18年 9 月29日世教委訓令甲第 5 号   | 平成18年 9 月29日世教委訓令甲第 5 号   |
| 平成19年 3 月30日世教委訓令甲第 1 号   | 平成19年 3 月30日世教委訓令甲第 1 号   |
| 平成20年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号  | 平成20年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号  |
| 平成20年 5 月27日世教委訓令甲第14号    | 平成20年 5 月27日世教委訓令甲第14号    |
| 平成21年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号  | 平成21年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号  |
| 平成22年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号  | 平成22年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号  |
| 平成23年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号  | 平成23年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号  |
| 平成24年 3 月30日世教委訓令甲第 1 号   | 平成24年 3 月30日世教委訓令甲第 1 号   |
| 平成26年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号  | 平成26年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号  |
| 平成26年 7 月14日世教委訓令甲第 4 号   | 平成26年 7 月14日世教委訓令甲第 4 号   |
| 平成27年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号  | 平成27年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号  |
| 平成28年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号  | 平成28年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号  |
| 平成28年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号  | 平成28年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号  |
| 平成29年 3 月31日世教委訓令甲第 3 号   | 平成29年 3 月31日世教委訓令甲第 3 号   |
| 平成30年 3 月30日世教委訓令甲第 3 号   | 平成30年 3 月30日世教委訓令甲第 3 号   |
| 平成30年11月30日世教委訓令甲第15号     | 平成30年11月30日世教委訓令甲第15号     |
| 平成31年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号  | 平成31年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号  |
| 令和 2 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 8 号 | 令和 2 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 8 号 |
| 令和 3 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 3 号 | 令和 3 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 3 号 |
| 令和 3 年12月10日世教委訓令甲第12号    | 令和 3 年12月10日世教委訓令甲第12号    |
| 令和 4 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号 | 令和 4 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号 |
| 令和 5 年 3 月31日世教委訓令甲第 2 号  | 令和 5 年 3 月31日世教委訓令甲第 2 号  |
| 令和 5 年 6 月29日世教委訓令甲第16号   | 令和 5 年 6 月29日世教委訓令甲第16号   |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;"><u>令和6年4月1日世教委訓令甲第〇号</u></p> <p>世田谷区教育委員会事案決定手続規程<br/>東京都世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和47年4月東京都世田谷区教育委員会訓令甲第2号）の全部を改正する。</p> <p>（事案決定の原則）</p> <p>第1条 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務に係る事案の決定は、別に定めるものを除くほか、当該決定の結果の重大性に応じ、委員会又は教育長、教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長若しくは課長（<u>事業推進担当課長を含む。以下同じ。</u>）が行うものとする。ただし、第3条及び第4条第1項の規定により課長補佐（世田谷区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年3月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）第4条第1項に規定する課長補佐をいう。以下同じ。）又は係長若しくは担当係長が決定する場合は、この限りでない。</p> <p>（決定対象事案）</p> <p>第2条 前条の規定に基づき、委員会又は教育長、教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長若しくは課長の決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおりとする。</p> <p>（事案決定権の委譲）</p> <p>第3条 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は課長は、前条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、同一の態様で反復継続することが予想されるものについては、決定の基準を示して、直近下位の職にある者に決定させることができる。</p> <p>第3条の2 課長は、第2条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、特に必要と認める事案については、副参事に決定させることができる。</p> | <p>世田谷区教育委員会事案決定手続規程<br/>東京都世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和47年4月東京都世田谷区教育委員会訓令甲第2号）の全部を改正する。</p> <p>（事案決定の原則）</p> <p>第1条 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務に係る事案の決定は、別に定めるものを除くほか、当該決定の結果の重大性に応じ、委員会又は教育長、教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長若しくは課長が行うものとする。ただし、第3条及び第4条の規定により課長補佐（世田谷区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年3月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）第4条第1項に規定する課長補佐をいう。以下同じ。）又は係長若しくは担当係長が決定する場合は、この限りでない。</p> <p>（決定対象事案）</p> <p>第2条 前条の規定に基づき、委員会又は教育長、教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長若しくは課長の決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおりとする。</p> <p>（事案決定権の委譲）</p> <p>第3条 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は課長は、前条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、同一の態様で反復継続することが予想されるものについては、決定の基準を示して、直近下位の職にある者に決定させることができる。</p> <p>第3条の2 課長は、第2条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、特に必要と認める事案については、副参事に決定させることができる。</p> |

| 改正後  | 改正前  |   |                               |  |    |  |  |     |   |                               |  |    |   |
|--|--|---|-------------------------------|--|----|--|--|-----|---|-------------------------------|--|----|---|
| <p>(事案決定の臨時代行)</p> <p>第4条 第2条の規定により、<del>一次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案</del> <u>(第3条又は前条の規定により課長、係長若しくは担当係長又は副参事の決定の対象とされた事案を除く。)</u> について至急に決定を行う必要がある場合であって、当該事案の決定を行う者が出張又は休暇その他事故により不在 <u>(以下「不在」という。)</u> であるときは、同表右欄に掲げる者が<u>その決定に当たるものとする。</u></p>   | <p>(事案決定の臨時代行)</p> <p>第4条 第2条の規定により、次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合であって、当該事案の決定を行う者が出張又は休暇その他事故により不在であるときは、同表右欄に掲げる者がその決定に当たるものとする。</p> |   |                               |  |    |  |  |     |   |                               |  |    |   |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="170 528 405 624">教育長</td> <td data-bbox="405 528 1066 624">教育政策・生涯学習部長。ただし、教育政策・生涯学習部長も不在の場合は、学校教育部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 624 405 847">教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長</td> <td data-bbox="405 624 1066 847">主管に係る課長（以下「主管課長」という。）。ただし、主管課長も不在の場合は、教育総務課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 847 405 1078">課長</td> <td data-bbox="405 847 1066 1078">課長があらかじめ指定する課長補佐（課長補佐を指定していない課 <u>(事業推進担当課を含む。以下同じ。)</u> にあつては、主管又は担任に係る係長又は担当係長（以下「主管係長又は担任の担当係長」という。））</td> </tr> </table> | 教育長  | 教育政策・生涯学習部長。ただし、教育政策・生涯学習部長も不在の場合は、学校教育部長 | 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長 | 主管に係る課長（以下「主管課長」という。）。ただし、主管課長も不在の場合は、教育総務課長 | 課長 | 課長があらかじめ指定する課長補佐（課長補佐を指定していない課 <u>(事業推進担当課を含む。以下同じ。)</u> にあつては、主管又は担任に係る係長又は担当係長（以下「主管係長又は担任の担当係長」という。）） | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1173 528 1408 624">教育長</td> <td data-bbox="1408 528 2069 624">教育政策・生涯学習部長。ただし、教育政策・生涯学習部長も不在の場合は、学校教育部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 624 1408 847">教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長</td> <td data-bbox="1408 624 2069 847">主管に係る課長（以下「主管課長」という。）。ただし、主管課長も不在の場合は、教育総務課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 847 1408 1078">課長</td> <td data-bbox="1408 847 2069 1078">課長があらかじめ指定する課長補佐（課長補佐を指定していない課にあつては、主管又は担任に係る係長又は担当係長（以下「主管係長又は担任の担当係長」という。））</td> </tr> </table> | 教育長 | 教育政策・生涯学習部長。ただし、教育政策・生涯学習部長も不在の場合は、学校教育部長 | 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長 | 主管に係る課長（以下「主管課長」という。）。ただし、主管課長も不在の場合は、教育総務課長 | 課長 | 課長があらかじめ指定する課長補佐（課長補佐を指定していない課にあつては、主管又は担任に係る係長又は担当係長（以下「主管係長又は担任の担当係長」という。）） |
| 教育長  | 教育政策・生涯学習部長。ただし、教育政策・生涯学習部長も不在の場合は、学校教育部長  |   |                               |  |    |  |  |     |   |                               |  |    |   |
| 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長  | 主管に係る課長（以下「主管課長」という。）。ただし、主管課長も不在の場合は、教育総務課長   |   |                               |  |    |  |  |     |   |                               |  |    |   |
| 課長   | 課長があらかじめ指定する課長補佐（課長補佐を指定していない課 <u>(事業推進担当課を含む。以下同じ。)</u> にあつては、主管又は担任に係る係長又は担当係長（以下「主管係長又は担任の担当係長」という。））   |   |                               |  |    |  |  |     |   |                               |  |    |   |
| 教育長  | 教育政策・生涯学習部長。ただし、教育政策・生涯学習部長も不在の場合は、学校教育部長  |   |                               |  |    |  |  |     |   |                               |  |    |   |
| 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長  | 主管に係る課長（以下「主管課長」という。）。ただし、主管課長も不在の場合は、教育総務課長   |   |                               |  |    |  |  |     |   |                               |  |    |   |
| 課長   | 課長があらかじめ指定する課長補佐（課長補佐を指定していない課にあつては、主管又は担任に係る係長又は担当係長（以下「主管係長又は担任の担当係長」という。））  |   |                               |  |    |  |  |     |   |                               |  |    |   |
| <p><u>2 第3条又は前条の規定により次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合であつて、当該事案の決定を行う者が不在であるときは、同表右欄に掲げる者が決定するものとする。</u></p>  |  |   |                               |  |    |  |  |     |   |                               |  |    |   |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="170 1257 618 1398"><u>課長</u></td> <td data-bbox="618 1257 1066 1398"><u>教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1398 618 1441"><u>係長又は担当係長</u></td> <td data-bbox="618 1398 1066 1441"><u>課長</u></td> </tr> </table>   | <u>課長</u>  | <u>教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長</u>      | <u>係長又は担当係長</u>               | <u>課長</u>                                    |    |  |  |     |   |                               |  |    |   |
| <u>課長</u>  | <u>教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長</u>   |   |                               |  |    |  |  |     |   |                               |  |    |   |
| <u>係長又は担当係長</u>  | <u>課長</u>  |   |                               |  |    |  |  |     |   |                               |  |    |   |

| 改正後  |   |                               | 改正前  |  |                               |
|--|---|-------------------------------|--|--|-------------------------------|
| <u>副参事</u>   |   | <u>課長</u>                     |  |  |                               |
| (事案決定の例外措置)  |   |                               | (事案決定の例外措置)  |  |                               |
| 第5条 次の表の左欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる事案のうち当該事案の決定の結果の重大性が自己の負いうる責任の範囲を超えると認めるものについては、その理由を明らかにして、同表右欄に掲げる者にその決定を求めることができる。 |   |                               | 第5条 次の表の左欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる事案のうち当該事案の決定の結果の重大性が自己の負いうる責任の範囲を超えると認めるものについては、その理由を明らかにして、同表右欄に掲げる者にその決定を求めることができる。 |  |                               |
| 教育長  | 第2条の規定により教育長の決定の対象とされた事案                              | 委員会                           | 教育長  | 第2条の規定により教育長の決定の対象とされた事案                           | 委員会                           |
| 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長  | 第2条の規定により教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長の決定の対象とされた事案    | 教育長                           | 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長  | 第2条の規定により教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長の決定の対象とされた事案 | 教育長                           |
|  | 前条第1項の規定により教育政策・生涯学習部長又は学校教育部長又は教育総合センター長の決定の対象とされた事案 | 委員会                           |  | 前条の規定により教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長の決定の対象とされた事案  | 委員会                           |
| 課長   | 第2条の規定により課長の決定の対象とされた事案                               | 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長 | 課長   | 第2条の規定により課長の決定の対象とされた事案                            | 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長 |
|  | 前条第1項の規定により課長の決定の対象とされた事案                             | 教育長                           |  | 前条の規定により課長の決定の対象とされた事案                             | 教育長                           |
| 課長補佐又は係長若しくは担当係長   | 前条第1項の規定により課長補佐又は係長若しくは担当係長の決定の対象とされた事案               | 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長 | 課長補佐又は係長若しくは担当係長   | 前条の規定により課長補佐又は係長若しくは担当係長の決定の対象とされた事案               | 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長 |

| 改正後  |   |    | 改正前   |                            |    |
|--|---|----|---|----------------------------|----|
| <p>2 第2条から前条まで及び前項の規定により事案の決定を行う者を、事案の決定権者という。<br/>(事案決定への関与)</p> <p>第6条 次の表の左欄に掲げる事案の決定に当たっては、同表中欄に掲げる者による同表右欄に掲げる審議又は審査を経るものとする。</p> |   |    | <p>2 第2条から前条まで及び前項の規定により事案の決定を行う者を、事案の決定権者という。<br/>(事案決定の関与)</p> <p>第6条 次の表の左欄に掲げる事案の決定に当たっては、同表中欄に掲げる者による同表右欄に掲げる審議又は審査を経るものとする。</p> |                            |    |
| 委員会が決定する事案   | <del>教育長、主管に係る部長（以下「主管部長」という。）</del> 、 <del>主管課長及び主管係長又は担任の担当係長</del> | 審議 | 委員会が決定する事案  | 教育長、主管に係る部長（以下「主管部長」という。）  | 審議 |
|  | <del>教育総務課長、教育総務課調整係長及び主管課の文書主任</del>                                 | 審査 |   | 教育総務課長、教育総務課調整係長及び主管課の文書主任 | 審査 |
| 教育長が決定する事案   | <u>主管部長</u> <u>主管に係る部長（以下「主管部長」という。）</u> 、主管課長及び主管係長又は担任の担当係長         | 審議 | 教育長が決定する事案  | 主管部長、主管課長及び主管係長又は担任の担当係長   | 審議 |
|  | 教育総務課長、教育総務課調整係長及び主管課の文書主任  | 審査 |   | 教育総務課長、教育総務課調整係長及び主管課の文書主任 | 審査 |
| 教育政策・生涯学習部長、学校   | 主管課長及び主管係長又は担任の担当係長   | 審議 | 教育政策・生涯学習部長、学校  | 主管課長及び主管係長又は担任の担当係長        | 審議 |
| 教育部長又は教育総合センター長が決定する事案   | 主管課の文書主任  | 審査 | 教育部長又は教育総合センター長が決定する事案  | 主管課の文書主任                   | 審査 |
| 課長が決定する事案  | 主管係長又は担任の担当係長   | 審議 | 課長が決定する事案   | 主管係長又は担任の担当係長              | 審議 |
|  | 主管課の文書主任  | 審査 |   | 主管課の文書主任                   | 審査 |
| <p>2 世田谷区公報に登載すべき事項に係る事案又は法規の解釈に関する事案の決定に当たっては、前項に定める審議又は審査のほか、教育総務課長による審査を経るものとする。ただし、教育総務課長が</p>                                     |   |    | <p>2 世田谷区公報に登載すべき事項に係る事案又は法規の解釈に関する事案の決定に当たっては、前項に定める審議又は審査のほか、教育総務課長による審査を経るものとする。ただし、教育総務課長が</p>                                    |                            |    |

| 改正後  | 改正前  |  |   |                    |  |
|--|--|--|---|--------------------|--|
| <p>同項の規定により審査を行うときは、この限りでない。</p> <p>3 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長が決定する事案のうち、表彰に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による審査及び協議を経るものとする。</p> <p>4 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長が決定する事案のうち、教育委員会後援名義の使用の承認に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による協議を経るものとする。</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる事案で、当該事案の主管部長又は主管課長以外の者の主管に係る事務の執行に直接影響を与えるものの決定に当たっては、その影響を受ける同表右欄に掲げる者による協議を経るものとする。</p> | <p>同項の規定により審査を行うときは、この限りでない。</p> <p>3 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長が決定する事案のうち、表彰に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による審査及び協議を経るものとする。</p> <p>4 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長が決定する事案のうち、教育委員会後援名義の使用の承認に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による協議を経るものとする。</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる事案で、当該事案の主管部長又は主管課長以外の者の主管に係る事務の執行に直接影響を与えるものの決定に当たっては、その影響を受ける同表右欄に掲げる者による協議を経るものとする。</p> |  |   |                    |  |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="170 751 405 890">委員会及び教育長が決定する事案</td> <td data-bbox="405 751 1066 890">教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>   | 委員会及び教育長が決定する事案  | 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長 | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 751 1404 890">委員会及び教育長が決定する事案</td> <td data-bbox="1404 751 2065 890">教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table> | 委員会及び教育長が決定する事案    | 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長 |
| 委員会及び教育長が決定する事案  | 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長   |  |   |                    |  |
| 委員会及び教育長が決定する事案  | 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長   |  |   |                    |  |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="170 890 405 1029">教育政策・生涯学習部長が決定する事案</td> <td data-bbox="405 890 1066 1029">学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>  | 教育政策・生涯学習部長が決定する事案   | 学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長             | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 890 1404 1029">教育政策・生涯学習部長が決定する事案</td> <td data-bbox="1404 890 2065 1029">学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>        | 教育政策・生涯学習部長が決定する事案 | 学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長             |
| 教育政策・生涯学習部長が決定する事案   | 学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長   |  |   |                    |  |
| 教育政策・生涯学習部長が決定する事案   | 学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長   |  |   |                    |  |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="170 1029 405 1168">学校教育部長が決定する事案</td> <td data-bbox="405 1029 1066 1168">教育政策・生涯学習部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>  | 学校教育部長が決定する事案  | 教育政策・生涯学習部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長        | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 1029 1404 1168">学校教育部長が決定する事案</td> <td data-bbox="1404 1029 2065 1168">教育政策・生涯学習部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>      | 学校教育部長が決定する事案      | 教育政策・生涯学習部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長        |
| 学校教育部長が決定する事案  | 教育政策・生涯学習部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長  |  |   |                    |  |
| 学校教育部長が決定する事案  | 教育政策・生涯学習部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長  |  |   |                    |  |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="170 1168 405 1307">教育総合センター長が決定する事案</td> <td data-bbox="405 1168 1066 1307">教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>  | 教育総合センター長が決定する事案   | 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長           | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 1168 1404 1307">教育総合センター長が決定する事案</td> <td data-bbox="1404 1168 2065 1307">教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>      | 教育総合センター長が決定する事案   | 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長           |
| 教育総合センター長が決定する事案   | 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長   |  |   |                    |  |
| 教育総合センター長が決定する事案   | 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長   |  |   |                    |  |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="170 1307 405 1394">課長が決定する事案</td> <td data-bbox="405 1307 1066 1394">課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>  | 課長が決定する事案  | 課長、副参事、係長及び担当係長                                      | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 1307 1404 1394">課長が決定する事案</td> <td data-bbox="1404 1307 2065 1394">課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>  | 課長が決定する事案          | 課長、副参事、係長及び担当係長                                      |
| 課長が決定する事案  | 課長、副参事、係長及び担当係長  |  |   |                    |  |
| 課長が決定する事案  | 課長、副参事、係長及び担当係長  |  |   |                    |  |
| 6 世田谷区予算事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第6号）その   | 6 世田谷区予算事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第6号）その   |  |   |                    |  |

| 改正後  |           |   | 改正前   |
|--|-----------|---|---|
| <p>他の事務執行に関する規則、規程又は通達（以下「事務執行規則等」という。）により協議を行うべき事案の決定に当たっては、事務執行規則等に定める者による協議を経るものとする。</p> <p><u>（事案の決定関与の臨時代行）</u></p> <p><u>第7条 前条の規定により次の表の左欄に掲げる者の同表中欄に掲げる審議、審査又は協議（以下「決定関与」という。）の対象とされた事案について至急に決定関与を行う必要がある場合であって、当該事案について決定関与を行う者が不在であるときは、同表右欄に掲げる者が決定関与を行うものとする。</u></p> |           |   | <p>他の事務執行に関する規則、規程又は通達（以下「事務執行規則等」という。）により協議を行うべき事案の決定に当たっては、事務執行規則等に定める者による協議を経るものとする。</p> |
| <u>部長</u>  | <u>審議</u> | <u>当該事案を主管する課長</u>  |   |
|  | <u>協議</u> | <u>当該事案について直接影響を受ける事務を主管する課長</u>                          |   |
| <u>課長</u>  | <u>審議</u> | <u>課長があらかじめ指定する課長補佐（課長補佐を指定していない課にあつては、主管係長又は担当の担当係長）</u> |   |
|  | <u>協議</u> | <u>当該事案について直接影響を受ける事務を主管し、又は担当する係長又は担当係長</u>              |   |
| <u>係長及び担当係長</u>  | <u>審議</u> | <u>主管課長があらかじめ指定する者</u>                                    |   |
|  | <u>協議</u> | <u>当該事案について直接影響を受ける事務を主管する課長があらかじめ指定する者</u>               |   |
| <u>教育総務課長</u>  | <u>審査</u> | <u>教育総務課調整係長</u>  |   |
|  | <u>協議</u> | <u>教育総務課調整係長</u>  |   |
| <u>教育総務課調整係長</u>   | <u>審査</u> | <u>教育計画・事務調整担当係長（教育計画・事務調整担当係長が不在であるときは経理係長）</u>          |   |
|  | <u>協議</u> | <u>教育計画・事務調整担当係長（教育計</u>                                  |   |

| 改正後   |           |  | 改正前   |
|---|-----------|--|---|
|   |           | <u>画・事務調整担当係長が不在であるときは経理係長)</u>                |   |
| <u>文書主任</u>   | <u>審査</u> | <u>当該事案を主管する課長が文書事務をつかさどる職員のうちからあらかじめ指定する者</u> |   |
| <del>第7条 前条に定めるもののほか、事案の決定に対する関与については、第3条から第5条までの規定を準用する。</del><br><u>(事案の決定関与者)</u>  |           |  | 第7条 前条に定めるもののほか、事案の決定に対する関与については、第3条から第5条までの規定を準用する。  |
| <u>第7条の2 前条及び前項前条の規定により事案の決定に対する関与を行う者を、事案の決定関与者という。</u><br>(事案の決定権者)   |           |  | 2 前条及び前項の規定により事案の決定に対する関与を行う者を、事案の決定関与者という。<br><br>(事案の決定権者)  |
| 第8条 事案の決定は、世田谷区公文書管理規程（令和2年4月世田谷区訓令甲第16号。以下「公文書管理規程」という。）第19条第2項に規定する電子起案方式により起案する場合には、当該事案の決定した旨を電磁的に表示し、及び記録する方式により行うものとする。ただし、委員会が決定する事案については、この限りでない。 |           |  | 第8条 事案の決定は、世田谷区公文書管理規程（令和2年4月世田谷区訓令甲第16号。以下「公文書管理規程」という。）第19条第2項に規定する電子起案方式により起案する場合には、当該事案の決定した旨を電磁的に表示し、及び記録する方式により行うものとする。ただし、委員会が決定する事案については、この限りでない。 |
| 2 前項に定めるもののほか、事案の決定は、公文書管理規程第19条第3項に規定する書面起案方式により起案する場合及び公文書管理規程第20条第1項に規定する別に定めた帳票を用いて起案する場合には、当該事案に係る決定案を記載した文書に当該事案の決定権者が押印又は署名する方式により行うものとする。         |           |  | 2 前項に定めるもののほか、事案の決定は、公文書管理規程第19条第3項に規定する書面起案方式により起案する場合及び公文書管理規程第20条第1項に規定する別に定めた帳票を用いて起案する場合には、当該事案に係る決定案を記載した文書に当該事案の決定権者が押印又は署名する方式により行うものとする。         |
| 3 前2項の決定案は、当該事案の決定権者が自己の指揮監督する職員のうちから作成責任者（以下「起案者」という。）を指定し、その者に必要な指示を与えて起案させるものとする。ただし、事案の性質等により必要と認めるときは、決定権者が起案することを妨げない。                              |           |  | 3 前2項の決定案は、当該事案の決定権者が自己の指揮監督する職員のうちから作成責任者（以下「起案者」という。）を指定し、その者に必要な指示を与えて起案させるものとする。ただし、事案の性質等により必要と認めるときは、決定権者が起案することを妨げない。                              |
| 4 前3項の規定にかかわらず、機密若しくは緊急を要する事案又は   |           |  | 4 前3項の規定にかかわらず、機密若しくは緊急を要する事案又は   |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>極めて軽易な事案については、決定権者は、第1項又は第2項に規定する方式によらず事案の決定をすることができる。ただし、機密又は緊急を要する事案に係る決定については、事後に所定の手続きをとらなければならない。</p>   | <p>極めて軽易な事案については、決定権者は、第1項又は第2項に規定する方式によらず事案の決定をすることができる。ただし、機密又は緊急を要する事案に係る決定については、事後に所定の手続きをとらなければならない。</p>   |
| <p>5 事案が決定されたときは、起案者又は決定権者は、当該事案に係る有する者にその写しの供覧その他の適当な方法により通知するものとする。</p> <p>(複合的決定事案の処理)</p>   | <p>5 事案が決定されたときは、起案者又は決定権者は、当該事案に係る有する者にその写しの供覧その他の適当な方法により通知するものとする。</p> <p>(複合的決定事案の処理)</p>   |
| <p>第9条 2人以上の決定権者の決定を要する事案を単一の起案文書(事案に係る決定案を記載した文書等をいう。以下同じ。)で処理する場合は、従たる事案の決定権者を決定関与者とし、その関与を受けて決定するものとする。</p>  | <p>第9条 2人以上の決定権者の決定を要する事案を単一の起案文書(事案に係る決定案を記載した文書等をいう。以下同じ。)で処理する場合は、従たる事案の決定権者を決定関与者とし、その関与を受けて決定するものとする。</p>  |
| <p>第10条 事案の決定に、当該事案の決定権者以外の者の審議、審査、協議その他の当該事案決定に対する関与が必要とされる場合には、当該事案の決定関与者に起案文書を回付し、当該決定関与者が決定に関与した旨を電磁的に表示し、及び記録することを求める方式又は当該決定関与者の押印若しくは署名を求める方式により事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p> | <p>第10条 事案の決定に、当該事案の決定権者以外の者の審議、審査、協議その他の当該事案決定に対する関与が必要とされる場合には、当該事案の決定関与者に起案文書を回付し、当該決定関与者が決定に関与した旨を電磁的に表示し、及び記録することを求める方式又は当該決定関与者の押印若しくは署名を求める方式により事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p> |
| <p>第11条 前条の規定にかかわらず、当該事案の決定権者が前条に規定する方式によることが適当でないと認めたときは、当該事案の決定関与者を招集して開催する会議の場において当該事案に係る決定案を示して発言を求める方式により、事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p>   | <p>第11条 前条の規定にかかわらず、当該事案の決定権者が前条に規定する方式によることが適当でないと認めたときは、当該事案の決定関与者を招集して開催する会議の場において当該事案に係る決定案を示して発言を求める方式により、事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p>   |
| <p>2 決定権者は、前項に定める会議により決定に対する関与を行わせて事案の決定をする場合には、決定関与者の発言の一部又は全部を記録した文書等を起案者をして作成させ、又は自ら作成して、その起案文書に添付しておくものとする。</p>   | <p>2 決定権者は、前項に定める会議により決定に対する関与を行わせて事案の決定をする場合には、決定関与者の発言の一部又は全部を記録した文書等を起案者をして作成させ、又は自ら作成して、その起案文書に添付しておくものとする。</p>   |
| <p>付 則 (昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号)</p>  | <p>付 則 (昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号)</p>  |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成4年3月25日世教委訓令甲第1号）</p> <p>この訓令は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成4年12月25日世教委訓令甲第17号）</p> <p>この訓令は、平成5年1月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成5年3月25日世教委訓令甲第1号）</p> <p>この訓令は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年3月31日世教委訓令甲第2号）</p> <p>この訓令は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年6月30日世教委訓令甲第7号）</p> <p>この訓令は、平成7年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年3月31日世教委訓令甲第14号）</p> <p>この訓令は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年3月30日世教委訓令甲第1号）</p> <p>この訓令は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月30日世教委訓令甲第1号）</p> <p>この訓令は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年5月27日世教委訓令甲第14号）</p> <p>この訓令は、平成20年6月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月30日世教委訓令甲第1号）</p> <p>この訓令は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年4月1日世教委訓令甲第1号）</p> <p>この訓令による改正後の別表1の部28の項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会の処分についての不服申立てであって、平成28年4月1日前にした世田谷区教育委員会の処分に係るものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成29年3月31日世教委訓令甲第3号）</p> <p>この訓令は、平成29年4月1日から施行する。</p> | <p>この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成4年3月25日世教委訓令甲第1号）</p> <p>この訓令は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成4年12月25日世教委訓令甲第17号）</p> <p>この訓令は、平成5年1月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成5年3月25日世教委訓令甲第1号）</p> <p>この訓令は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年3月31日世教委訓令甲第2号）</p> <p>この訓令は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年6月30日世教委訓令甲第7号）</p> <p>この訓令は、平成7年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年3月31日世教委訓令甲第14号）</p> <p>この訓令は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年3月30日世教委訓令甲第1号）</p> <p>この訓令は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月30日世教委訓令甲第1号）</p> <p>この訓令は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年5月27日世教委訓令甲第14号）</p> <p>この訓令は、平成20年6月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月30日世教委訓令甲第1号）</p> <p>この訓令は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年4月1日世教委訓令甲第1号）</p> <p>この訓令による改正後の別表1の部28の項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会の処分についての不服申立てであって、平成28年4月1日前にした世田谷区教育委員会の処分に係るものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成29年3月31日世教委訓令甲第3号）</p> <p>この訓令は、平成29年4月1日から施行する。</p> |

| 改正後  |   |               |   |      | 改正前  |   |               |   |      |
|--|---|---------------|---|------|--|---|---------------|---|------|
| <p>附 則（平成30年3月30日世教委訓令甲第3号）<br/>この訓令は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年11月30日世教委訓令甲第15号）<br/>この訓令は、平成30年12月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年12月10日世教委訓令甲第12号）<br/>この訓令は、令和3年12月20日から施行する。</p> <p>附 則（令和5年3月31日世教委訓令甲第2号）<br/>この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和6年3月〇日世教委訓令甲第〇号）</u><br/><u>この訓令は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> |   |               |   |      | <p>附 則（平成30年3月30日世教委訓令甲第3号）<br/>この訓令は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年11月30日世教委訓令甲第15号）<br/>この訓令は、平成30年12月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年12月10日世教委訓令甲第12号）<br/>この訓令は、令和3年12月20日から施行する。</p> <p>附 則（令和5年3月31日世教委訓令甲第2号）<br/>この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</p> |   |               |   |      |
| 別表（第2条関係）  |   |               |   |      | 別表（第2条関係）  |   |               |   |      |
| 1 共通事案   |   |               |   |      | 1 共通事案   |   |               |   |      |
| 件名   | 委員会決定   | 教育長決定         | 教育政策・生涯学習部長、<br>学校教育部長<br>又は教育総合<br>センター長決定 | 課長決定 | 件名   | 委員会決定   | 教育長決定         | 教育政策・生涯学習部長、<br>学校教育部長<br>又は教育総合<br>センター長決定 | 課長決定 |
| 1 教育<br>行政の<br>運営に<br>関すること。   | 1 教育<br>行政の<br>運営に<br>関する<br>一般方<br>針を確<br>定すること。 |               |   |      | 1 教育<br>行政の<br>運営に<br>関すること。   | 1 教育<br>行政の<br>運営に<br>関する<br>一般方<br>針を確<br>定すること。 |               |   |      |
| 2 事務<br>事業に  | 1 事務<br>事業に                                       | 1 事務事<br>業計画の | 1 事務処理<br>方針を定め                             |      | 2 事務<br>事業に  | 1 事務<br>事業に                                       | 1 事務事<br>業計画の | 1 事務処理<br>方針を定め                             |      |

| 改正後 |                     |                           |                                 |                  | 改正前         |                     |                           |                                 |                  |             |
|-----|---------------------|---------------------------|---------------------------------|------------------|-------------|---------------------|---------------------------|---------------------------------|------------------|-------------|
|     | 係る基本的な方針及び計画に関すること。 | 係る基本的な方針及び計画の設定又は廃止をすること。 | 設定、変更又は廃止をすること。                 | ること。             |             | 係る基本的な方針及び計画に関すること。 | 係る基本的な方針及び計画の設定又は廃止をすること。 | 設定、変更又は廃止をすること。                 | ること。             |             |
| 3   | 教育委員会の議案に関すること。     |                           | 1 教育委員会決定事案について教育委員会に議案を提出すること。 |                  |             | 3 教育委員会の議案に関すること。   |                           | 1 教育委員会決定事案について教育委員会に議案を提出すること。 |                  |             |
| 4   | 庁議に関すること。           |                           |                                 | 1 庁議への付議要求を行うこと。 |             | 4 庁議に関すること。         |                           |                                 | 1 庁議への付議要求を行うこと。 |             |
| 5   | 附属機関に関すること。         | 1 附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。   |                                 |                  |             | 5 附属機関に関すること。       | 1 附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。   |                                 |                  |             |
| 6   | 文書等の管               |                           |                                 |                  | 1 文書等を収受するこ | 6 文書等の管             |                           |                                 |                  | 1 文書等を収受するこ |

| 改正後                         |      |       |        |  | 改正前   |                             |      |       |        |   |
|-----------------------------|------|-------|--------|--|---|-----------------------------|------|-------|--------|---|
| 理に関する<br>こと。                |      |       |        |  | と。<br>2 文書の保<br>存期間を決<br>定すること。<br>と。<br>3 保管文書<br>の置換えを<br>行うこと。<br>4 保存文書<br>の廃棄の決<br>定をすること。<br>と。<br>5 電磁的記<br>録の保存期<br>間及び消去<br>を決定する<br>こと。 | 理に関する<br>こと。                |      |       |        | と。<br>2 文書の保<br>存期間を決<br>定すること。<br>と。<br>3 保管文書<br>の置換えを<br>行うこと。<br>4 保存文書<br>の廃棄の決<br>定をすること。<br>と。<br>5 電磁的記<br>録の保存期<br>間及び消去<br>を決定する<br>こと。 |
| 7 情報<br>公開に<br>関すること。       |      |       |        |  | 1 行政情報<br>の開示の可<br>否を決定す<br>ること。  | 7 情報<br>公開に<br>関すること。       |      |       |        | 1 行政情報<br>の開示の可<br>否を決定す<br>ること。  |
| 8 個人<br>情報保<br>護に関<br>すること。 |      |       |        |  | 1 個人情報<br>の開示、訂<br>正及び利用<br>中止の可否<br>を決定する<br>こと。   | 8 個人<br>情報保<br>護に関<br>すること。 |      |       |        | 1 個人情報<br>の開示、訂<br>正及び利用<br>中止の可否<br>を決定する<br>こと。   |
| 9 教育                        | 1 教育 | 1 訓令の | 1 定例的な |  |   | 9 教育                        | 1 教育 | 1 訓令の | 1 定例的な |   |

| 改正後 |                     |                           |  |   | 改正前 |    |                     |                           |  |   |  |  |
|-----|---------------------|---------------------------|--|---|-----|----|---------------------|---------------------------|--|---|--|--|
|     | 委員会規則、訓令、要綱等に関すること。 | 委員会規則及び重要な訓令の制定又は改廃を行うこと。 | 制定又は改廃を行うこと。<br><br>2 依命通達をすること。<br>3 重要な要綱、要領等の内規（以下この項において「内規」という。）の制定又は改廃を行うこと。 | 内規の制定又は改廃及び通達をすること（教育長決定事案を除く。）。<br><br>1 契約書等を取り交わすこと。 |     |    | 委員会規則、訓令、要綱等に関すること。 | 委員会規則及び重要な訓令の制定又は改廃を行うこと。 | 制定又は改廃を行うこと。<br><br>2 依命通達をすること。<br>3 重要な要綱、要領等の内規（以下この項において「内規」という。）の制定又は改廃を行うこと。 | 内規の制定又は改廃及び通達をすること（教育長決定事案を除く。）。<br><br>1 契約書等を取り交わすこと。 |  |  |
| 10  | 契約書、協定書、覚書等に関すること。  | 1 特に重要な契約書、協定書、覚書その他の     | 1 重要な契約書等を取り交わすこと。   | 1 契約書等を取り交わすこと。   |     | 10 | 契約書、協定書、覚書等に関すること。  | 1 特に重要な契約書、協定書、覚書その他の     | 1 重要な契約書等を取り交わすこと。   | 1 契約書等を取り交わすこと。   |  |  |

| 改正後 |            |   |  |                          |  | 改正前 |            |   |  |                          |  |
|-----|------------|---|--|--------------------------|--|-----|------------|---|--|--------------------------|--|
|     |            | これらに類する文書（以下この項において「契約書等」という。）を取り交わすこと。 |  |                          |  |     |            | これらに類する文書（以下この項において「契約書等」という。）を取り交わすこと。 |  |                          |  |
| 11  | 証明に関すること。  |   |  |                          | 1 証明を行い、又は公簿等の閲覧をさせること。                                    | 11  | 証明に関すること。  |   |  |                          | 1 証明を行い、又は公簿等の閲覧をさせること。                                    |
| 12  | 告示等に関すること。 | 1 特に重要な事項に関する告示、公告及び公示送達（以下この項において「告示   | 1 重要な事項に関する告示等を行うこと（教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター | 1 定例的で重要な事項に関する告示等を行うこと。 | 1 定例的な事項（教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案を除く。）及び軽易な事項に関する | 12  | 告示等に関すること。 | 1 特に重要な事項に関する告示、公告及び公示送達（以下この項において「告示   | 1 重要な事項に関する告示等を行うこと（教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター | 1 定例的で重要な事項に関する告示等を行うこと。 | 1 定例的な事項（教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案を除く。）及び軽易な事項に関する |

| 改正後               |   |   |   |  | 改正前             |   |   |   |  |  |            |
|-------------------|---|---|---|--|-----------------|---|---|---|--|--|------------|
|                   |   | 等」という。)をすること。   | 長決定事案を除く。)                                    |  | る告示等を行うこと。      |   |   | 等」という。)をすること。                                 | 長決定事案を除く。)   |  | る告示等を行うこと。 |
| 13 報告等に関するすること。   | 1 特に重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等を行うこと。 | 1 重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等を行うこと<br>(教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案を除く。) | 1 定例的な重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等を行うこと。 | 1 定例的な事項(教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案を除く。)及び軽易な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等を行うこと。 | 13 報告等に関するすること。 | 1 特に重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等を行うこと。 | 1 重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等を行うこと<br>(教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案を除く。) | 1 定例的な重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等を行うこと。 | 1 定例的な事項(教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案を除く。)及び軽易な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等を行うこと。 |  |            |
| 14 幹部職員の服務に関すること。 |   | 1 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター   | 1 課長及びこれと同等の職にある者(以下この項において「課長等」              |  |                 | 14 幹部職員の服務に関すること。                           | 1 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター   | 1 課長及びこれと同等の職にある者(以下この項において「課長等」              |  |  |            |

| 改正後               |  |  |  |                                  |                         | 改正前 |  |  |                                  |                         |  |
|-------------------|--|--|--|----------------------------------|-------------------------|-----|--|--|----------------------------------|-------------------------|--|
| 15 一般職員の服務に関すること。 |  |  | 一長及び教育監の出張を命ずること。  | という。)の出張を命ずること。                  |                         |     |  | 一長及び教育監の出張を命ずること。  | という。)の出張を命ずること。                  |                         |  |
|                   |  |  | 2 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長及び教育監の休暇を承認し、又は職務に専念する義務を免除すること。 | 2 課長等の休暇を承認し、又は職務に専念する義務を免除すること。 |                         |     |  | 2 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長及び教育監の休暇を承認し、又は職務に専念する義務を免除すること。 | 2 課長等の休暇を承認し、又は職務に専念する義務を免除すること。 |                         |  |
|                   |  |  |  |                                  | 1 課に属する一般職員の分担事務を定めること。 |     |  |  |                                  | 1 課に属する一般職員の分担事務を定めること。 |  |
|                   |  |  |  |                                  | 2 課に属する一般職員の出張を命ずること。   |     |  |  |                                  | 2 課に属する一般職員の出張を命ずること。   |  |
|                   |  |  |  |                                  | 3 課に属す                  |     |  |  |                                  | 3 課に属す                  |  |

| 改正後 |                 |  |  |   | 改正前             |  |  |  |   |
|-----|-----------------|--|--|---|-----------------|--|--|--|---|
|     |                 |  |  | <p>る一般職員の超過勤務及び休日勤務を命じ、又は週休日の振替を行うこと。</p> <p>4 課に属する一般職員の休暇を承認し、又は職務に専念する義務を免除すること。</p> |                 |  |  |  | <p>る一般職員の超過勤務及び休日勤務を命じ、又は週休日の振替を行うこと。</p> <p>4 課に属する一般職員の休暇を承認し、又は職務に専念する義務を免除すること。</p> |
| 16  | 職員配置に関する<br>こと。 |  | <p>1 係長、担当係長及び主査を除く一般職員の配置を行うこと。</p> <p>2 配置について総務部長に報告すること。</p> | 16  | 職員配置に関する<br>こと。 |  | <p>1 係長、担当係長及び主査を除く一般職員の配置を行うこと。</p> <p>2 配置について総務部長に報告すること。</p> |  |   |
| 17  | 非常勤職員<br>(会計)   |  | 1 非常勤職員を任免すること。  | 17  | 非常勤職員<br>(会計)   |  | 1 非常勤職員を任免すること。  |  |   |

| 改正後  |                              |                                     |  |                          | 改正前                                 |                              |                           |  |                          |
|--|------------------------------|-------------------------------------|--|--------------------------|-------------------------------------|------------------------------|---------------------------|--|--------------------------|
| 年度任用職員及び地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる特別職の非常勤職員をいう。以下この項において同じ。)に関する事 | 18 請負契約、委託契約又は受託契約を伴う事務及び事業に | 1 予定価格(長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。)が | 2 非常勤職員の分限及び懲戒に関して世田谷区教育委員会職員分限懲戒審査委員会に諮問すること。 | 1 予定価格                   | 1 予定価格(長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。)が | 18 請負契約、委託契約又は受託契約を伴う事務及び事業に | 1 予定価格                    | 2 非常勤職員の分限及び懲戒に関して世田谷区教育委員会職員分限懲戒審査委員会に諮問すること。 | 1 予定価格                   |
|  |                              |                                     | 3 非常勤職員の分限及び懲戒を決定すること。                         | 1 予定価格が                  |                                     |                              |                           | 2,000,000円以上                                   | 2,000,000円未満の請負事業等を行うこと。 |
|  |                              | 90,000,000円未満の請負事業等を行うこと。           | 4 非常勤職員のサービスを報告すること。                           | 1 予定価格が                  |                                     |                              | 1 予定価格                    | 4 非常勤職員のサービスを報告すること。                           | 1 予定価格                   |
|  |                              | 90,000,000円未満の請負事業等を行うこと。           |  | 2,000,000円未満の請負事業等を行うこと。 |                                     |                              | 90,000,000円未満の請負事業等を行うこと。 |  | 2,000,000円未満の請負事業等を行うこと。 |

| 改正後 |   |   |   |   |  | 改正前 |  |    |   |   |   |   |  |   |  |
|-----|---|---|---|---|--|-----|--|----|---|---|---|---|--|---|--|
|     | ること。  |   | 0円以上<br>180,000,000円未満<br>の請負契<br>約、委託契<br>約又は受<br>託契約を<br>伴う事務<br>及び事業<br>(以下こ<br>の項にお<br>いて「請負<br>事業等」と<br>いう。)を<br>行うこと。 |   |  |     | ること。   |    | 0円以上<br>180,000,000円未満<br>の請負契<br>約、委託契<br>約又は受<br>託契約を<br>伴う事務<br>及び事業<br>(以下こ<br>の項にお<br>いて「請負<br>事業等」と<br>いう。)を<br>行うこと。 |   |   |   |  |   |  |
| 19  | 物件<br>の買入<br>契約、借<br>入契約、<br>売払契<br>約又は<br>貸付契<br>約を伴<br>う事務<br>及び事<br>業に関<br>すること。 | 1 | 1 予定価<br>格(賃貸借<br>の場合は、<br>賃貸借料<br>の年額又<br>は総額。以<br>下この項<br>において<br>90,000,000<br>円以上<br>180,000,000<br>円未満                 | 1 | 1 予定価格<br>が<br>2,000,000<br>円以上<br>60,000,000<br>円未満の物<br>件の買入契<br>約(交換又<br>は寄附受領<br>を含む。)を<br>伴う事務<br>及び事業<br>(以下この | 1   | 1 予定価格<br>が<br>2,000,000<br>円未満の物<br>件の買入事<br>業又は借入<br>事業等を行<br>うこと。 | 19 | 物件<br>の買入<br>契約、借<br>入契約、<br>売払契<br>約又は<br>貸付契<br>約を伴<br>う事務<br>及び事<br>業に関<br>すること。   | 1 | 1 予定価<br>格(賃貸借<br>の場合は、<br>賃貸借料<br>の年額又<br>は総額。以<br>下この項<br>において<br>90,000,000<br>円以上<br>180,000,000<br>円未満 | 1 | 1 予定価格<br>が<br>2,000,000<br>円以上<br>60,000,000<br>円未満の物<br>件の買入契<br>約(交換又<br>は寄附受領<br>を含む。)を<br>伴う事務<br>及び事業<br>(以下この | 1 | 1 予定価格<br>が<br>2,000,000<br>円未満の物<br>件の買入事<br>業又は借入<br>事業等を行<br>うこと。 |

| 改正後 |    |   |   |   | 改正前 |      |    |   |   |      |   |      |
|-----|----|---|---|---|-----|------|----|---|---|------|---|------|
|     |    |   | の物件の借入契約又は貸付契約を伴う事務及び事業(以下この項において「借入事業等」という。)を行うこと。 | 項において「買入事業」という。)を行うこと。                                  |     |      |    | の物件の借入契約又は貸付契約を伴う事務及び事業(以下この項において「借入事業等」という。)を行うこと。 | 項において「買入事業」という。)を行うこと。                                  |      |   |      |
|     |    |   |   | 2 予定価格が<br>2,000,000円以上<br>90,000,000円未満の物件の借入事業等を行うこと。 |     |      |    |   | 2 予定価格が<br>2,000,000円以上<br>90,000,000円未満の物件の借入事業等を行うこと。 |      |   |      |
|     |    |   |   | 3 寄附の申出のあった財産に関する書類を送付すること。                             |     |      |    |   | 3 寄附の申出のあった財産に関する書類を送付すること。                             |      |   |      |
| 20  | 契約 | 1 | 変更前   | 1 変更前の  | 1   | 変更前の | 20 | 契約  | 1   | 変更前の | 1 | 変更前の |

| 改正後                    |  |  |  |                         | 改正前                    |  |  |  |                         |
|------------------------|--|--|--|-------------------------|------------------------|--|--|--|-------------------------|
| の変更を伴う事務及び事業の変更に関すること。 | の契約金額(長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。)が90,000,000円未満で、変更後の予定価格(長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。)が90,000,000円以上180,000,000円未満の請負契約、委託契約、受託契約、借入契約又は貸 | 契約金額が2,000,000円未満で、変更後の予定価格が2,000,000円以上60,000,000円未満の買入契約を伴う事務及び事業(以下この項において「買入事業」という。)を行うこと。 | 契約金額が60,000,000円未満で、変更後の予定価格が60,000,000円未満の買入事業を行うこと(教育政策・生涯学習部長、学校教 | 育部長及び教育総合センター長決定事案を除く。) | の変更を伴う事務及び事業の変更に関すること。 | の契約金額(長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。)が90,000,000円以上180,000,000円未満の請負契約、委託契約、受託契約、借入契約又は貸 | 契約金額が2,000,000円未満で、変更後の予定価格が2,000,000円以上60,000,000円未満の買入契約を伴う事務及び事業(以下この項において「買入事業」という。)を行うこと。 | 契約金額が60,000,000円未満で、変更後の予定価格が60,000,000円未満の買入事業を行うこと(教育政策・生涯学習部長、学校教 | 育部長及び教育総合センター長決定事案を除く。) |

| 改正後 |  |  |   |  |   | 改正前 |  |  |   |  |   |
|-----|--|--|---|--|---|-----|--|--|---|--|---|
|     |  |  | 付契約を伴う事務及び事業（以下この項において「請負事業等」という。）を行うこと。                                    |  |   |     |  |  | 付契約を伴う事務及び事業（以下この項において「請負事業等」という。）を行うこと。                                    |  |   |
|     |  |  | 2 変更前の契約金額が90,000,000円以上180,000,000円未満で、変更後の予定価格が180,000,000円未満の請負事業等を行うこと。 |  | 2 変更前の契約金額が90,000,000円未満で、変更後の予定価格が90,000,000円未満の請負事業等を行うこと（教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案を除く。）。 |     |  |  | 2 変更前の契約金額が90,000,000円以上180,000,000円未満で、変更後の予定価格が180,000,000円未満の請負事業等を行うこと。 |  | 2 変更前の契約金額が90,000,000円未満で、変更後の予定価格が90,000,000円未満の請負事業等を行うこと（教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案を除く。）。 |
|     |  |  | 3 変更前の  |  |   |     |  |  | 3 変更前の  |  |   |

| 改正後 |                           |  |  |   | 改正前 |                           |  |  |   |
|-----|---------------------------|--|--|---|-----|---------------------------|--|--|---|
|     |                           |  |  | <p>契約金額が<br/>2,000,000<br/>円未満で、<br/>変更後の予<br/>定価格が<br/>2,000,000<br/>円以上<br/>90,000,000<br/>円未満の請<br/>負事業等を<br/>行うこと。</p>  |     |                           |  |  | <p>契約金額が<br/>2,000,000<br/>円未満で、<br/>変更後の予<br/>定価格が<br/>2,000,000<br/>円以上<br/>90,000,000<br/>円未満の請<br/>負事業等を<br/>行うこと。</p>  |
| 21  | 契約<br>の締結<br>等に関<br>すること。 |  |  | <p>1 世田谷区<br/>契約事務規<br/>則第74条の<br/>規定に基づ<br/>き契約締結<br/>を契約担当<br/>者に請求す<br/>ること。<br/>2 課の事務<br/>に係る予定<br/>価格（長期<br/>継続契約の<br/>場合は、年<br/>額）が<br/>500,000円<br/>以下の契約<br/>（工事請負</p> | 21  | 契約<br>の締結<br>等に関<br>すること。 |  |  | <p>1 世田谷区<br/>契約事務規<br/>則第74条の<br/>規定に基づ<br/>き契約締結<br/>を契約担当<br/>者に請求す<br/>ること。<br/>2 課の事務<br/>に係る予定<br/>価格（長期<br/>継続契約の<br/>場合は、年<br/>額）が<br/>500,000円<br/>以下の契約<br/>（工事請負</p> |

| 改正後 |               |  |   |  | 改正前 |    |               |   |  |
|-----|---------------|--|---|--|-----|----|---------------|---|--|
|     |               |  |   | 契約及びガソリンの単価契約を除く。)を締結し、又は変更すること。                             |     |    |               |   | 契約及びガソリンの単価契約を除く。)を締結し、又は変更すること。                             |
| 22  | 収入及び支出に関すること。 |  | 1 | 1<br>60,000,000円以上の支出を決定すること<br>(支出の額及び時期の決定に裁量の余地がないものを除く。) | 1   | 22 | 収入及び支出に関すること。 | 1 | 1<br>60,000,000円以上の支出を決定すること<br>(支出の額及び時期の決定に裁量の余地がないものを除く。) |
|     |               |  |   | 60,000,000円未満の支出を決定すること(支出の額及び時期の決定に裁量の余地がないものを除く。)          |     |    |               |   | 60,000,000円未満の支出を決定すること(支出の額及び時期の決定に裁量の余地がないものを除く。)          |
|     |               |  |   | 2 歳入調定を行うこと。   |     |    |               |   | 2 歳入調定を行うこと。   |
|     |               |  |   | 3 使用料等の督促を行うこと。  |     |    |               |   | 3 使用料等の督促を行うこと。  |
|     |               |  |   | 4 給与取扱者を指定   |     |    |               |   | 4 給与取扱者を指定   |

| 改正後  |   |                           |   |   |                      | 改正前   |                                 |  |   |   |   |   |   |   |                                 |
|--|---|---------------------------|---|---|----------------------|---|---------------------------------|--|---|---|---|---|---|---|---------------------------------|
| 23 補助<br>金、分担<br>金及び<br>負担金<br>並びに<br>寄附金<br>に関する<br>こと。 | 1 | <u>一の該<br/>当者につ<br/>き</u> | 2,000,000<br>円以上の<br>補助金、分<br>担金、負担<br>金(以下こ<br>の項にお<br>いて「補助<br>金等」とい<br>う。)を交<br>付し、又は<br>寄附金を<br>贈与する<br>こと。 | 1 | <u>一の該当<br/>者につき</u> | 200,000円<br>以上<br>2,000,000<br>円未満の補<br>助金等を交<br>付し、又は<br>寄附金を贈<br>与するこ<br>と。 | し、職氏名<br>及び担任区<br>分を通知す<br>ること。 | 23 補助<br>金、分担<br>金及び<br>負担金<br>並びに<br>寄附金<br>に関する<br>こと。 | 1 | 2,000,000<br>円以上の<br>補助金、分<br>担金、負担<br>金(以下こ<br>の項にお<br>いて「補助<br>金等」とい<br>う。)を交<br>付し、又は<br>寄附金を<br>贈与する<br>こと。 | 1 | 200,000<br>円以上<br>2,000,000<br>円未満の補<br>助金等を交<br>付し、又は<br>寄附金を贈<br>与するこ<br>と。 | 1 | 200,000<br>円未満の補<br>助金等を交<br>付し、又は<br>寄附金を贈<br>与するこ<br>と。 | し、職氏名<br>及び担任区<br>分を通知す<br>ること。 |
|  |   |                           |   |   |                      |   |                                 |  |   |   |   |   |   |   |                                 |

| 改正後 |  |   |  |   |   | 改正前 |                             |  |                            |  |   |  |
|-----|--|---|--|---|---|-----|-----------------------------|--|----------------------------|--|---|--|
|     |  |   | 賦課等をいう。以下この項において同じ。)を行うこと。   |   |   |     |                             |  | 賦課等をいう。以下この項において同じ。)を行うこと。 |  |   |  |
|     |  | 3 | 1,000,000円以上の寄附金を受領すること。   | 3 | 500,000円以上1,000,000円未満の寄附金を受領すること。        | 3   | 500,000円未満の寄附金を受領すること。      |  | 3                          | 1,000,000円以上の寄附金を受領すること。                           | 3 | 500,000円以上1,000,000円未満の寄附金を受領すること。                                     |
| 24  | 分担金、使用料及び手数料の減免又は売払代金、返還金その他の債権(強制徴収により徴収する債権を除く。) | 1 | 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案並びに課長決定事案以外の債権の徴収停止、履行延期の特約又は免除を行うこと。 | 1 | 条例及び規則で定める減免等の規定に基づき減免等を行うこと(教育長決定事案を除く。) | 1   | 条例及び規則に基づく証明に係る手数料の減免を行うこと。 |  | 24                         | 分担金、使用料及び手数料の減免又は売払代金、返還金その他の債権(強制徴収により徴収する債権を除く。) | 1 | 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案並びに課長決定事案以外の債権の徴収停止、履行延期の特約又は免除を行うこと。 |

| 改正後               |                      |   |                                 |                       |  | 改正前               |                      |   |                                 |                       |  |  |
|-------------------|----------------------|---|---------------------------------|-----------------------|--|-------------------|----------------------|---|---------------------------------|-----------------------|--|--|
| の免除等に関するすること。     | 25 損害賠償及び損失補償に関すること。 | 1 500,000円以上1,000,000円未満の損害賠償及び損失補償(道路用地の取得に係るものを除く。以下この項において同じ。)を決定すること。 | 1 500,000円未満の損害賠償及び損失補償を決定すること。 |                       |  | の免除等に関すること。       | 25 損害賠償及び損失補償に関すること。 | 1 500,000円以上1,000,000円未満の損害賠償及び損失補償(道路用地の取得に係るものを除く。以下この項において同じ。)を決定すること。 | 1 500,000円未満の損害賠償及び損失補償を決定すること。 |                       |  |  |
|                   |                      |   |                                 |                       |  |                   |                      |   |                                 |                       |  |  |
| 26 教育財産の管理に関すること。 | 1 教育財産の取得の申出を行うこと。   | 1 教育財産の取得の申出を行うこと。  | 1 教育財産の所属換を行うこと。                | 2 教育財産の使用を許可し、又は使用の許可 |  | 26 教育財産の管理に関すること。 | 1 教育財産の取得の申出を行うこと。   | 1 教育財産の取得の申出を行うこと。  | 1 教育財産の所属換を行うこと。                | 2 教育財産の使用を許可し、又は使用の許可 |  |  |
|                   |                      |   |                                 |                       |  |                   |                      |   |                                 |                       |  |  |

| 改正後 |             |                                  |                                    |   |   | 改正前 |             |                                  |                                    |   |   |
|-----|-------------|----------------------------------|------------------------------------|---|---|-----|-------------|----------------------------------|------------------------------------|---|---|
|     |             |                                  |                                    |   | を取り消すこと（世田谷区教育財産管理規則第11条第11号に該当する場合に限る。）。                                   |     |             |                                  |                                    |   | を取り消すこと（世田谷区教育財産管理規則第11条第11号に該当する場合に限る。）。                                   |
| 27  | 審査請求に関すること。 | 1 審査請求の裁決をすること。<br>2 弁明書を提出すること。 | 1 弁明書（委員会決定事案の処分に係るものを除く。）を提出すること。 | 1 弁明書（委員会決定事案及び教育長決定事案の処分に係るものを除く。）を提出すること。 | 1 弁明書（委員会決定事案、教育長決定事案並びに教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案の処分に係るものを除く。）を提出する | 27  | 審査請求に関すること。 | 1 審査請求の裁決をすること。<br>2 弁明書を提出すること。 | 1 弁明書（委員会決定事案の処分に係るものを除く。）を提出すること。 | 1 弁明書（委員会決定事案及び教育長決定事案の処分に係るものを除く。）を提出すること。 | 1 弁明書（委員会決定事案、教育長決定事案並びに教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案の処分に係るものを除く。）を提出する |

| 改正後 |                    |  |  |  | 改正前 |    |                    |  |  |  |     |
|-----|--------------------|--|--|--|-----|----|--------------------|--|--|--|-----|
| 28  | 使用料の減免等に関する<br>こと。 |  |  | 1 世田谷区行政財産使用料条例<br>(以下この項において「条例」という。)第5条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除すること。<br>2 条例第6条の規定に基づき納付期限を指定し、又は分割納付を決定すること。 | こと。 | 28 | 使用料の減免等に関する<br>こと。 |  |  | 1 世田谷区行政財産使用料条例<br>(以下この項において「条例」という。)第5条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除すること。<br>2 条例第6条の規定に基づき納付期限を指定し、又は分割納付を決定すること。 | こと。 |
| 29  | 教育委員会後援名義の使用の承認に関  |  |  | 1 使用を承認すること。   |     | 29 | 教育委員会後援名義の使用の承認に関  |  |  | 1 使用を承認すること。   |     |

| 改正後               |               |       |  |                             |  | 改正前               |               |       |  |                             |  |
|-------------------|---------------|-------|--|-----------------------------|--|-------------------|---------------|-------|--|-----------------------------|--|
| 30                | 電話に関する<br>こと。 |       |  |                             | 1 加入電話の加入申込み及び架設申込みを行うこと。<br>2 加入電話の移設手続を行うこと。 | 30                | 電話に関する<br>こと。 |       |  |                             | 1 加入電話の加入申込み及び架設申込みを行うこと。<br>2 加入電話の移設手続を行うこと。 |
| 31                | 表彰に関する<br>こと。 |       | 1 重要な表彰状及び感謝状の受賞者を決定すること。<br>2 国及び東京都が行う表彰の候補者を推薦すること。 | 1 表彰状及び感謝状並びに賞状の受賞者を決定すること。 |  | 31                | 表彰に関する<br>こと。 |       | 1 重要な表彰状及び感謝状の受賞者を決定すること。<br>2 国及び東京都が行う表彰の候補者を推薦すること。 | 1 表彰状及び感謝状並びに賞状の受賞者を決定すること。 |  |
| 2 教育政策・生涯学習部長専管事案 |               |       |  |                             |  | 2 教育政策・生涯学習部長専管事案 |               |       |  |                             |  |
|                   | 件名            | 委員会決定 | 教育長決定  | 教育政策・生涯学習部長決定               | 課長決定   |                   | 件名            | 委員会決定 | 教育長決定  | 教育政策・生涯学習部長決定               | 課長決定   |
| 教育                | 1 教育          | 1 教育  |  |                             |  | 教育                | 1 教育          | 1 教育  |  |                             |  |

| 改正後 |                    |               |   |                        |                       | 改正前 |                    |               |   |                        |                       |
|-----|--------------------|---------------|---|------------------------|-----------------------|-----|--------------------|---------------|---|------------------------|-----------------------|
| 総務課 | 長の職務に関すること。        | 長の長期出張を命ずること。 |   |                        |                       | 総務課 | 長の職務に関すること。        | 長の長期出張を命ずること。 |   |                        |                       |
|     | 2 予算、決算及び会計に関すること。 |               | 1 委員会の所管する事業に関する歳入歳出予算等の見積書を作製し、及び提出すること。 | 1 予算説明資料を作製し、及び提出すること。 | 1 歳入科目新設申請書を提出すること。   |     | 2 予算、決算及び会計に関すること。 |               | 1 委員会の所管する事業に関する歳入歳出予算等の見積書を作製し、及び提出すること。 | 1 予算説明資料を作製し、及び提出すること。 | 1 歳入科目新設申請書を提出すること。   |
|     |                    |               | 2 歳入歳出決算額を確認し、及び報告すること。                   | 2 予算執行計画を作成し、及び提出すること。 | 2 歳出予算の配当申請書を提出すること。  |     |                    |               | 2 歳入歳出決算額を確認し、及び報告すること。                   | 2 予算執行計画を作成し、及び提出すること。 | 2 歳出予算の配当申請書を提出すること。  |
|     |                    |               |   | 3 歳出予算の執行委任を行うこと。      | 3 収支予定表を作成し、及び提出すること。 |     |                    |               |   | 3 歳出予算の執行委任を行うこと。      | 3 収支予定表を作成し、及び提出すること。 |
|     |                    |               |   |                        | 4 配当予算の費目             |     |                    |               |   | 4 配当予算の費目              |                       |

| 改正後 |  |  |  |   | 改正前 |  |  |  |   |
|-----|--|--|--|---|-----|--|--|--|---|
|     |  |  |  | <p>の流用を部内で行うこと。</p> <p>5 配当予算の費目の流用を他の部との間で行う申請をすること。</p> <p>6 予備費の充用の申請をすること。</p> <p>7 収支状況等に関する実績報告書を作成し、及び提出すること。</p> <p>8 継続費繰越調書及び繰越明許費繰越調書を</p> |     |  |  |  | <p>の流用を部内で行うこと。</p> <p>5 配当予算の費目の流用を他の部との間で行う申請をすること。</p> <p>6 予備費の充用の申請をすること。</p> <p>7 収支状況等に関する実績報告書を作成し、及び提出すること。</p> <p>8 継続費繰越調書及び繰越明許費繰越調書を</p> |

| 改正後 |                   |   |                        |                 |                                 | 改正前 |  |  |  |  |                                 |   |                        |                 |                   |
|-----|-------------------|---|------------------------|-----------------|---------------------------------|-----|--|--|--|--|---------------------------------|---|------------------------|-----------------|-------------------|
|     |                   |   |                        |                 | 作成し、及び提出すること。                   |     |  |  |  |  | 作成し、及び提出すること。                   |   |                        |                 |                   |
|     |                   |   |                        |                 | 9 事故繰越見積書及び事故繰越調書を作成し、及び提出すること。 |     |  |  |  |  | 9 事故繰越見積書及び事故繰越調書を作成し、及び提出すること。 |   |                        |                 |                   |
|     | 3 事務局職員の人事に関すること。 | 1 課長及びこれに準ずる職以上の職にある者（以下この項において「幹部職員」という。）の配置を行うこと。 | 1 係長、担当係長及び主査の配置を行うこと。 | 1 職員の充員を申請すること。 | 1 充員職員の変更を申請すること。               |     |  |  |  |  | 3 事務局職員の人事に関すること。               | 1 課長及びこれに準ずる職以上の職にある者（以下この項において「幹部職員」という。）の配置を行うこと。 | 1 係長、担当係長及び主査の配置を行うこと。 | 1 職員の充員を申請すること。 | 1 充員職員の変更を申請すること。 |

| 改正後 |  |   |   |   | 改正前 |  |   |   |   |  |  |   |                        |  |   |                        |  |
|-----|--|---|---|---|-----|--|---|---|---|--|--|---|------------------------|--|---|------------------------|--|
|     |  | 2 幹部<br>職員の<br>事務の<br>取扱者<br>又は代<br>理者を<br>命ずる<br>こと。 | 2 職員を<br>法令等に<br>定める職<br>に任命<br>し、指定<br>し、又は<br>解除する<br>こと。<br>3 事務所<br>の所長の<br>事務の取<br>扱者を命<br>ずること。 | 2 現員<br>及び職員<br>の異動状況<br>等を報告する<br>こと。<br>3 幹部<br>職員の<br>勤怠について<br>報告すること。<br>4 職員<br>に研修<br>を受講<br>させる<br>ことを<br>具申す<br>ること。 |     |  | 2 幹部<br>職員の<br>事務の<br>取扱者<br>又は代<br>理者を<br>命ずる<br>こと。 | 2 職員を<br>法令等に<br>定める職<br>に任命<br>し、指定<br>し、又は<br>解除する<br>こと。<br>3 事務所<br>の所長の<br>事務の取<br>扱者を命<br>ずること。 | 2 現員<br>及び職員<br>の異動状況<br>等を報告する<br>こと。<br>3 幹部<br>職員の<br>勤怠について<br>報告すること。<br>4 職員<br>に研修<br>を受講<br>させる<br>ことを<br>具申す<br>ること。 |  |  | 4 服務<br>監察に<br>関すること。<br>5 文書<br>等に関するこ | 1 服務監<br>察を指揮<br>すること。 | 1 服務<br>監察を<br>実施する<br>こと。<br>1 文書<br>等に係<br>る事務 | 4 服務<br>監察に<br>関すること。<br>5 文書<br>等に関するこ | 1 服務監<br>察を指揮<br>すること。 | 1 服務<br>監察を<br>実施する<br>こと。<br>1 文書<br>等に係<br>る事務 |

| 改正後 |  |   |  |  | 改正前  |  |  |   |  |  |
|-----|--|---|--|--|--|--|--|---|--|--|
|     |  | と。  |  |  | の調査、<br>指導等<br>を行う<br>こと。  |  |  | と。  |  | の調査、<br>指導等<br>を行う<br>こと。  |
|     |  | 6 情報<br>公開及<br>び個人<br>情報保<br>護に関<br>すること。 |  |  | 1 行政<br>情報の<br>開示の<br>可否の<br>決定を<br>通知す<br>ること。                      |  |  | 6 情報<br>公開及<br>び個人<br>情報保<br>護に関<br>すること。 |  | 1 行政<br>情報の<br>開示の<br>可否の<br>決定を<br>通知す<br>ること。                      |
|     |  |   |  |  | 2 個人<br>情報の<br>開示、訂<br>正及び<br>利用停<br>止の可<br>否の決<br>定を通<br>知する<br>こと。 |  |  |   |  | 2 個人<br>情報の<br>開示、訂<br>正及び<br>利用停<br>止の可<br>否の決<br>定を通<br>知する<br>こと。 |
|     |  | 7 公印<br>に関す<br>ること。                       |  |  | 1 公印<br>の新調、<br>改刻又<br>は使用<br>廃止を<br>行うこ<br>と。                       |  |  | 7 公印<br>に関す<br>ること。                       |  | 1 公印<br>の新調、<br>改刻又<br>は使用<br>廃止を<br>行うこ<br>と。                       |

| 改正後 |              |                            |                       |                         |                           | 改正前 |              |                            |                       |                         |                           |
|-----|--------------|----------------------------|-----------------------|-------------------------|---------------------------|-----|--------------|----------------------------|-----------------------|-------------------------|---------------------------|
|     | 8 計画に関すること。  | 1 事務事業を課題別に体系化し、及び計画化すること。 |                       |                         |                           |     | 8 計画に関すること。  | 1 事務事業を課題別に体系化し、及び計画化すること。 |                       |                         |                           |
|     | 9 組織に関すること。  |                            | 1 組織の改正について区長に協議すること。 |                         |                           |     | 9 組織に関すること。  |                            | 1 組織の改正について区長に協議すること。 |                         |                           |
|     | 10 広報に関すること。 |                            |                       | 1 教育行政に関する広報の計画を策定すること。 | 1 教育行政に関する広報に係る事業を実施すること。 |     | 10 広報に関すること。 |                            |                       | 1 教育行政に関する広報の計画を策定すること。 | 1 教育行政に関する広報に係る事業を実施すること。 |
|     |              |                            |                       | 2 教育行政に関する広報紙等を発行すること。  |                           |     |              |                            |                       | 2 教育行政に関する広報紙等を発行すること。  |                           |
|     | 11 契約        |                            | 1 予定価                 | 1 予定価                   | 1 予定                      |     | 11 契約        |                            | 1 予定価                 | 1 予定価                   | 1 予定                      |

| 改正後 |  |         |                 |   |   |                              | 改正前 |  |         |  |   |   |                              |  |
|-----|--|---------|-----------------|---|---|------------------------------|-----|--|---------|--|---|---|------------------------------|--|
|     |  | に關すること。 |                 | 格（物件の賃借の場合は賃借料の年額又は総額とし、長期継続契約の場合は年額とする。以下この項において同じ。）が12,000,000円以上20,000,000円未満の契約（不動産の賃借契約を除く。）を締結すること。 | 格が500,000円を超え12,000,000円未満の契約（不動産の賃借契約を除く。）を締結すること（収入の原因となるものを除く。）。 | 価格が500,000円以下の工事請負契約を締結すること。 |     |  | に關すること。 |  | 格（物件の賃借の場合は賃借料の年額又は総額とし、長期継続契約の場合は年額とする。以下この項において同じ。）が12,000,000円以上20,000,000円未満の契約（不動産の賃借契約を除く。）を締結すること。 | 格が500,000円を超え12,000,000円未満の契約（不動産の賃借契約を除く。）を締結すること（収入の原因となるものを除く。）。 | 価格が500,000円以下の工事請負契約を締結すること。 |  |
|     |  |         | 2 予定価格が3,000,00 | 2 予定価格が3,000,00   |   |                              |     |  |         |  | 2 予定価格が3,000,00   | 2 予定価格が3,000,00   |                              |  |

| 改正後 |                     |  |                       |  |                                       |  | 改正前 |  |                     |  |  |                                       |                    |  |
|-----|---------------------|--|-----------------------|--|---------------------------------------|--|-----|--|---------------------|--|--|---------------------------------------|--------------------|--|
|     |                     |  |                       | 0円以上<br>5,000,000円以下<br>の不動産<br>の賃借契<br>約を締結<br>すること。                    | 0円未満<br>の不動産<br>の賃借契<br>約を締結<br>すること。 |  |     |  |                     |  | 0円以上<br>5,000,000円以下<br>の不動産<br>の賃借契<br>約を締結<br>すること。                    | 0円未満<br>の不動産<br>の賃借契<br>約を締結<br>すること。 |                    |  |
|     |                     |  |                       | 3 予定価<br>格が<br>300,000<br>円以下の<br>物品を売<br>却すること。                         |                                       |  |     |  |                     |  | 3 予定価<br>格が<br>300,000<br>円以下の<br>物品を売<br>却すること。                         |                                       |                    |  |
|     |                     |  |                       | 4 予定価<br>格が<br>300,000<br>円以下の<br>行政財産<br>の貸付け<br>及び地上<br>権の設定<br>をすること。 |                                       |  |     |  |                     |  | 4 予定価<br>格が<br>300,000<br>円以下の<br>行政財産<br>の貸付け<br>及び地上<br>権の設定<br>をすること。 |                                       |                    |  |
|     | 12 教育<br>財産の<br>管理に |  | 1 教育財<br>産の用途<br>変更又は | 1 教育財<br>産総括主<br>任及び管  | 1 管理<br>財産に<br>ついて                    |  |     |  | 12 教育<br>財産の<br>管理に |  | 1 教育財<br>産の用途<br>変更又は  | 1 教育財<br>産総括主<br>任及び管                 | 1 管理<br>財産に<br>ついて |  |

| 改正後 |  |        |  |  |                       | 改正前       |  |  |        |  |  |                       |           |
|-----|--|--------|--|--|-----------------------|-----------|--|--|--------|--|--|-----------------------|-----------|
|     |  | 関すること。 |  | 用途廃止をすること。   | 理主任を任免すること。           | 報告を徴すること。 |  |  | 関すること。 |  | 用途廃止をすること。   | 理主任を任免すること。           | 報告を徴すること。 |
|     |  |        |  | 2 管理財産について必要な措置を求めること。                                 | 2 教育財産に係る火災保険に加入すること。 |           |  |  |        |  | 2 管理財産について必要な措置を求めること。                                 | 2 教育財産に係る火災保険に加入すること。 |           |
|     |  |        |  | 3 教育財産台帳を管理すること。                                       | 3 教育財産の使用許可の更新を行うこと。  |           |  |  |        |  | 3 教育財産台帳を管理すること。                                       | 3 教育財産の使用許可の更新を行うこと。  |           |
|     |  |        |  | 4 教育財産の使用を許可し、又は使用の許可を取り消すこと<br>(世田谷区教育財産管理規則第11条第11号に |                       |           |  |  |        |  | 4 教育財産の使用を許可し、又は使用の許可を取り消すこと<br>(世田谷区教育財産管理規則第11条第11号に |                       |           |

| 改正後                 |  |                                  |                                |                        |  |  | 改正前                 |  |                                  |                                |                        |  |  |
|---------------------|--|----------------------------------|--------------------------------|------------------------|--|--|---------------------|--|----------------------------------|--------------------------------|------------------------|--|--|
|                     |  |                                  |                                |                        | 該当する<br>場合を除<br>く。)<br>5 教育財<br>産を引き<br>継ぐこ<br>と。  |  |                     |  |                                  |                                |                        | 該当する<br>場合を除<br>く。)<br>5 教育財<br>産を引き<br>継ぐこ<br>と。  |  |
| 学校<br>健康<br>推進<br>課 | 1 学校<br>保健衛<br>生に関<br>すること。<br>2 独立<br>行政法<br>人日本<br>スポー<br>ツ振興<br>センターの災<br>害共済<br>給付に<br>関すること。<br>3 学校<br>給食に<br>関すること。 | 1 学校<br>給食に<br>関する<br>基本的<br>な方針 | 1 学校給<br>食の開設<br>及び廃止<br>すること。 | 1 健康診<br>断を実施<br>すること。 | 1 各種<br>予防接<br>種の手<br>続をす<br>ること。<br>1 給付<br>金の支<br>払請求<br>の手続<br>をす<br>ること。<br>1 学校<br>給食設<br>備台帳<br>を作成<br>するこ |  | 学校<br>健康<br>推進<br>課 | 1 学校<br>保健衛<br>生に関<br>すること。<br>2 独立<br>行政法<br>人日本<br>スポー<br>ツ振興<br>センターの災<br>害共済<br>給付に<br>関すること。<br>3 学校<br>給食に<br>関すること。 | 1 学校<br>給食に<br>関する<br>基本的<br>な方針 | 1 学校給<br>食の開設<br>及び廃止<br>すること。 | 1 健康診<br>断を実施<br>すること。 | 1 各種<br>予防接<br>種の手<br>続をす<br>ること。<br>1 給付<br>金の支<br>払請求<br>の手続<br>をす<br>ること。<br>1 学校<br>給食設<br>備台帳<br>を作成<br>するこ |  |

| 改正後 |   |                     |          |    |                        |                                    | 改正前                  |  |    |                |                     |   |                                    |                        |
|-----|---|---------------------|----------|----|------------------------|------------------------------------|----------------------|--|----|----------------|---------------------|---|------------------------------------|------------------------|
|     |   |                     | を決定すること。 |    |                        | と。                                 |                      |  |    | を決定すること。       |                     |   | と。                                 |                        |
|     | 4 | 学校給食費会計に関すること。      |          |    |                        | 2 学校給食実態調査表を作成すること。                |                      |  |    |                |                     |   | 2 学校給食実態調査表を作成すること。                |                        |
|     |   |                     |          |    |                        | 1 学校給食調理場において使用する給食物資の供給契約を締結すること。 |                      |  | 4  | 学校給食費会計に関すること。 |                     |   | 1 学校給食調理場において使用する給食物資の供給契約を締結すること。 |                        |
|     | 5 | 学校給食調理場運営審議会に関すること。 |          | 1  | 学校給食調理場運営審議会委員を委嘱すること。 | 1                                  | 学校給食調理場運営審議会を開催すること。 |  |    | 5              | 学校給食調理場運営審議会に関すること。 |   | 1                                  | 学校給食調理場運営審議会委員を委嘱すること。 |
| 教育  | 1 | 区立                  | 1        | 区立 |                        |                                    |                      |  | 教育 | 1              | 区立                  | 1 | 区立                                 |                        |

| 改正後 |   |                   |  |                     |  | 改正前 |                         |                   |                            |                     |  |
|-----|---|-------------------|--|---------------------|--|-----|-------------------------|-------------------|----------------------------|---------------------|--|
| 環境課 | 学校の適正配置等に関すること。                                   | 学校の配置等の計画を策定すること。 |  |                     |  | 環境課 | 学校の適正配置等に関すること。         | 学校の配置等の計画を策定すること。 |                            |                     |  |
|     | 2 <u>区立幼稚園及び区立認定こども園並びに区立学校</u> の施設に係る実態調査に関すること。 |                   | 1 <u>区立幼稚園及び区立認定こども園並びに区立学校</u> の施設に係る実態調査表等を作成すること。 |                     |  |     | 2 区立学校の施設に係る実態調査に関すること。 |                   | 1 区立学校の施設に係る実態調査表等を作成すること。 |                     |  |
|     | 3 学校教育施設の用地取得に関する                                 |                   | 2 施設台帳を作成すること。                                       | 1 学校教育施設の用地取得をすること。 |  |     | 3 学校教育施設の用地取得に関する       |                   | 2 施設台帳を作成すること。             | 1 学校教育施設の用地取得をすること。 |  |

| 改正後   |                      |  |                             |                               |   | 改正前   |                      |  |                             |                               |   |  |  |
|-------|----------------------|--|-----------------------------|-------------------------------|---|-------|----------------------|--|-----------------------------|-------------------------------|---|--|--|
|       |                      | ること。<br>4 学校教育施設の建設に関すること。<br>5 学校教育施設の整備に関すること。 |                             |                               | 1 学校教育施設の建設計画に基づく基本構想策定及び建設を行うこと。<br>1 学校教育施設の整備計画に基づく改修等を行うこと。 |       |                      | ること。<br>4 学校教育施設の建設に関すること。<br>5 学校教育施設の整備に関すること。 |                             |                               | 1 学校教育施設の建設計画に基づく基本構想策定及び建設を行うこと。<br>1 学校教育施設の整備計画に基づく改修等を行うこと。 |  |  |
| 生涯学習課 | 1 生涯学習・社会教育事業に関すること。 | 1 生涯学習・社会教育事業の基本的な方針及び特に重要な計画を策定すること。            | 1 生涯学習・社会教育事業の重要な計画を策定すること。 | 1 生涯学習・社会教育事業の実施に係る計画を策定すること。 |   | 生涯学習課 | 1 生涯学習・社会教育事業に関すること。 | 1 生涯学習・社会教育事業の基本的な方針及び特に重要な計画を策定すること。            | 1 生涯学習・社会教育事業の重要な計画を策定すること。 | 1 生涯学習・社会教育事業の実施に係る計画を策定すること。 |   |  |  |

| 改正後 |                 |                |                   |                      |                         | 改正前 |  |                 |                |                   |                      |                         |  |
|-----|-----------------|----------------|-------------------|----------------------|-------------------------|-----|--|-----------------|----------------|-------------------|----------------------|-------------------------|--|
|     | 2 社会教育委員に関すること。 | 1 諮問事項を決定すること。 |                   |                      |                         |     |  | 2 社会教育委員に関すること。 | 1 諮問事項を決定すること。 |                   |                      |                         |  |
|     | 3 青少年委員に関すること。  |                | 1 青少年委員を委嘱すること。   | 1 青少年委員の研修計画を策定すること。 | 1 青少年委員に対する指導事項を決定すること。 |     |  | 3 青少年委員に関すること。  |                | 1 青少年委員を委嘱すること。   | 1 青少年委員の研修計画を策定すること。 | 1 青少年委員に対する指導事項を決定すること。 |  |
|     | 4 青少年教育に関すること。  |                |                   | 1 青少年教育の計画を策定すること。   | 1 学級、講座、研修会等を開催すること。    |     |  | 4 青少年教育に関すること。  |                |                   | 1 青少年教育の計画を策定すること。   | 1 学級、講座、研修会等を開催すること。    |  |
|     | 5 成人教育に関すること。   |                |                   | 1 成人教育の計画を策定すること。    | 1 学級、講座、研修会等を開催すること。    |     |  | 5 成人教育に関すること。   |                |                   | 1 成人教育の計画を策定すること。    | 1 学級、講座、研修会等を開催すること。    |  |
|     | 6 社会教育施設の管理運営   |                | 1 社会教育施設の管理運営の基本方 |                      |                         |     |  | 6 社会教育施設の管理運営   |                | 1 社会教育施設の管理運営の基本方 |                      |                         |  |

| 改正後 |  |  |  |  | 改正前 |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|
|     | に<br>関<br>す<br>る<br>こ<br>と。<br><br>7 郷土<br>資<br>料<br>館<br>に<br>関<br>す<br>る<br>こ<br>と。<br><br>8 社会<br>教<br>育<br>関<br>係<br>団<br>体<br>の<br>支<br>援<br>に<br>関<br>す<br>る<br>こ<br>と。<br><br>9 文化<br>の<br>振<br>興 |  | 針を策定<br>するこ<br>と。<br>1 郷土資<br>料館運営<br>委員を委<br>嘱するこ<br>と。 | 1 郷土<br>資<br>料<br>館<br>運<br>営<br>委<br>員<br>会<br>を<br>開<br>催<br>す<br>る<br>こ<br>と。<br>2 郷土<br>資<br>料<br>館<br>の<br>資<br>料<br>の<br>受<br>領<br>及<br>び<br>受<br>託<br>を<br>す<br>る<br>こ<br>と。<br>1 指導<br>育<br>成<br>及<br>び<br>助<br>言<br>を<br>行<br>う<br>こ<br>と。<br>2 講師<br>派<br>遣<br>を<br>決<br>定<br>す<br>る<br>こ<br>と。<br><br>1 文化祭<br>を<br>開<br>催<br>す |     |  | に<br>関<br>す<br>る<br>こ<br>と。<br><br>7 郷土<br>資<br>料<br>館<br>に<br>関<br>す<br>る<br>こ<br>と。<br><br>8 社会<br>教<br>育<br>関<br>係<br>団<br>体<br>の<br>支<br>援<br>に<br>関<br>す<br>る<br>こ<br>と。<br><br>9 文化<br>の<br>振<br>興 |  | 針を策定<br>するこ<br>と。<br>1 郷土資<br>料館運営<br>委員を委<br>嘱するこ<br>と。 | 1 郷土<br>資<br>料<br>館<br>運<br>営<br>委<br>員<br>会<br>を<br>開<br>催<br>す<br>る<br>こ<br>と。<br>2 郷土<br>資<br>料<br>館<br>の<br>資<br>料<br>の<br>受<br>領<br>及<br>び<br>受<br>託<br>を<br>す<br>る<br>こ<br>と。<br>1 指導<br>育<br>成<br>及<br>び<br>助<br>言<br>を<br>行<br>う<br>こ<br>と。<br>2 講師<br>派<br>遣<br>を<br>決<br>定<br>す<br>る<br>こ<br>と。<br><br>1 文化祭<br>を<br>開<br>催<br>す |

| 改正後 |                              |                                |  |   | 改正前 |  |                              |                                |  |   |
|-----|------------------------------|--------------------------------|--|---|-----|--|------------------------------|--------------------------------|--|---|
|     | <p>10 福祉教育及び障害者学級に関すること。</p> |                                |  | <p>ること。</p> <p>1 障害者教育の計画を策定すること。</p> <p>1 福祉教育に関する講座、研修会等を開催すること。</p> <p>2 障害者学級を開設すること。</p> <p>3 障害者学級運営者を委嘱すること。</p> |     |  | <p>10 福祉教育及び障害者学級に関すること。</p> |                                |  | <p>ること。</p> <p>1 障害者教育の計画を策定すること。</p> <p>1 福祉教育に関する講座、研修会等を開催すること。</p> <p>2 障害者学級を開設すること。</p> <p>3 障害者学級運営者を委嘱すること。</p> |
|     | <p>11 文化財保護に関すること。</p>       | <p>1 文化財保護審議会の諮問事項を決定すること。</p> |  | <p>1 指定文化財の現状変更を許可すること。</p> <p>1 指定文化財の管理又は修理を勧告すること。</p>   |     |  | <p>11 文化財保護に関すること。</p>       | <p>1 文化財保護審議会の諮問事項を決定すること。</p> |  | <p>1 指定文化財の現状変更を許可すること。</p> <p>1 指定文化財の管理又は修理を勧告すること。</p>   |

| 改正後      |  |           |                          |           | 改正前                        |                         |  |          |  |                          |  |                            |                         |
|----------|--|-----------|--------------------------|-----------|----------------------------|-------------------------|--|----------|--|--------------------------|--|----------------------------|-------------------------|
|          |  |           | 2 文化財の区指定及び指定の解除を決定すること。 |           | 2 文化財を公開し、又は文化財の公開を勧告すること。 | 2 指定文化財の修理の届出を受けること。    |  |          |  | 2 文化財の区指定及び指定の解除を決定すること。 |  | 2 文化財を公開し、又は文化財の公開を勧告すること。 | 2 指定文化財の修理の届出を受けること。    |
|          |  |           |                          |           | 3 文化財保護に係る重要な行事を開催すること。    | 3 指定文化財の所在の変更の届出を受けること。 |  |          |  |                          |  | 3 文化財保護に係る重要な行事を開催すること。    | 3 指定文化財の所在の変更の届出を受けること。 |
|          |  |           |                          |           | 4 寄贈品を受領すること。              | 4 指定文化財の現状を調査すること。      |  |          |  |                          |  | 4 寄贈品を受領すること。              | 4 指定文化財の現状を調査すること。      |
|          |  |           |                          |           |                            | 5 軽易な諸行事を開催すること。        |  |          |  |                          |  |                            | 5 軽易な諸行事を開催すること。        |
| 12 埋蔵文化財 |  | 1 特に重要な発掘 |                          | 1 重要な発掘調査 |                            | 1 発掘調査を                 |  | 12 埋蔵文化財 |  | 1 特に重要な発掘                |  | 1 重要な発掘調査                  | 1 発掘調査を                 |

| 改正後 |  |                             |  |                                  |   | 改正前   |  |  |                             |  |                                  |   |   |
|-----|--|-----------------------------|--|----------------------------------|---|---|--|--|-----------------------------|--|----------------------------------|---|---|
|     |  | に<br>関<br>す<br>る<br>こ<br>と。 |  | 調<br>査<br>を<br>行<br>う<br>こ<br>と。 | を<br>行<br>う<br>こ<br>と。<br><br>2 遺跡の<br>新発見及<br>び遺跡破<br>壊の処置<br>を行うこ<br>と。 | 行<br>う<br>こ<br>と。<br><br>2 事前<br>協議等<br>を指導<br>するこ<br>と。<br><br>3 文化<br>庁長官<br>へ発掘<br>等を届<br>け出る<br>こと。 |  |  | に<br>関<br>す<br>る<br>こ<br>と。 |  | 調<br>査<br>を<br>行<br>う<br>こ<br>と。 | を<br>行<br>う<br>こ<br>と。<br><br>2 遺跡の<br>新発見及<br>び遺跡破<br>壊の処置<br>を行うこ<br>と。 | 行<br>う<br>こ<br>と。<br><br>2 事前<br>協議等<br>を指導<br>するこ<br>と。<br><br>3 文化<br>庁長官<br>へ発掘<br>等を届<br>け出る<br>こと。 |

## 3 学校教育部長専管事案

|               | 件名   | 委員会決<br>定 | 教育長決<br>定 | 学校教育部<br>長決定                                     | 課長決定  |
|---------------|--|-----------|-----------|--|---|
| 学校<br>職員<br>課 | 1 学校<br>職員（教<br>職員を<br>除く。以<br>下同<br>じ。）の<br>人事に<br>関する<br>こと。 |           |           | 1 学校職<br>員の配置<br>を行うこ<br>と。<br><br>2 学校職<br>員の昇給 | 1 人事記<br>録及び人<br>事統計資<br>料を作成<br>し、及び<br>管理する<br>こと。<br><br>2 現員及<br>び学校職 |

## 3 学校教育部長専管事案

|               | 件名   | 委員会決<br>定 | 教育長決<br>定 | 学校教育部<br>長決定                                     | 課長決定  |
|---------------|--|-----------|-----------|--|---|
| 学校<br>職員<br>課 | 1 学校<br>職員（教<br>職員を<br>除く。以<br>下同<br>じ。）の<br>人事に<br>関する<br>こと。 |           |           | 1 学校職<br>員の配置<br>を行うこ<br>と。<br><br>2 学校職<br>員の昇給 | 1 人事記<br>録及び人<br>事統計資<br>料を作成<br>し、及び<br>管理する<br>こと。<br><br>2 現員及<br>び学校職 |

| 改正後 |   |                    |                      |                       |                      | 改正前 |  |   |                    |                      |                      |
|-----|---|--------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|-----|--|---|--------------------|----------------------|----------------------|
|     |   |                    |                      | 及び昇格について内申すること。       | 員の異動状況等を報告すること。      |     |  |   |                    | 及び昇格について内申すること。      | 員の異動状況等を報告すること。      |
|     |   |                    |                      | 3 学校職員の進退について内申すること。  | 3 学校職員の勤怠について報告すること。 |     |  |   |                    | 3 学校職員の進退について内申すること。 | 3 学校職員の勤怠について報告すること。 |
|     | 2 教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。以下この項において同じ。）の人事に関すること。 | 1 教職員の勤務評定を決定すること。 | 1 教職員の配置について内申を行うこと。 | 1 教職員の配置について内申を行うこと。  | 1 教職員の兼業を許可すること。     |     |  | 2 教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。以下この項において同じ。）の人事に関すること。 | 1 教職員の勤務評定を決定すること。 | 1 教職員の配置について内申を行うこと。 | 1 教職員の兼業を許可すること。     |
|     | 3 幼稚園教職員の人事に関すること。                            | 1 園長及び副園長を任免すること。  | 1 幼稚園教職員（園長及び副園長を    | 1 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。） | 1 幼稚園教職員（園長を除く。）の海外旅 |     |  | 3 幼稚園教職員の人事に関するこ                              | 1 園長及び副園長を任免すること。  | 1 幼稚園教職員（園長及び副園長を    | 1 幼稚園教職員（園長を除く。）の海外旅 |

| 改正後 |  |    |                          |                      |                                      | 改正前  |  |  |    |                          |                       |                                      |  |
|-----|--|----|--------------------------|----------------------|--------------------------------------|--|--|--|----|--------------------------|-----------------------|--------------------------------------|--|
|     |  | と。 |                          | 除く。)を任免すること。         | の配置を決定すること。                          | 行(休業期間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行を除く。)を許可すること。 |  |  | と。 |                          | 除く。)を任免すること。          | の配置を決定すること。                          | 行(休業期間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行を除く。)を許可すること。 |
|     |  |    | 2 園長及び副園長の分限及び懲戒を決定すること。 | 2 園長及び副園長の配置を決定すること。 | 2 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)の分限及び懲戒を決定すること。 | 2 幼稚園教職員(園長を除く。)の兼業を許可すること。                            |  |  |    | 2 園長及び副園長の分限及び懲戒を決定すること。 | 2 園長及び副園長の配置を決定すること。  | 2 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)の分限及び懲戒を決定すること。 | 2 幼稚園教職員(園長を除く。)の兼業を許可すること。                            |
|     |  |    |                          | 3 園長及び副園長のサービスを報告す   | 3 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)                |  |  |  |    | 3 園長及び副園長のサービスを報告す       | 3 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。) |                                      |  |

| 改正後 |  |  |  |   | 改正前 |  |  |  |  |   |
|-----|--|--|--|---|-----|--|--|--|--|---|
|     |  |  |  | <p>ること。</p> <p>のサービスを報告すること。</p> <p>4 幼稚園教職員の人事評価を決定すること。</p> <p>5 園長の出張を命ぜること。</p> <p>6 園長の海外旅行を許可すること。</p> <p>7 園長の休暇を承認し、又は職務専念義務を免除すること。</p> <p>8 園長の兼業を許可し、又は教育に関する兼</p> |     |  |  |  |  | <p>ること。</p> <p>のサービスを報告すること。</p> <p>4 幼稚園教職員の人事評価を決定すること。</p> <p>5 園長の出張を命ぜること。</p> <p>6 園長の海外旅行を許可すること。</p> <p>7 園長の休暇を承認し、又は職務専念義務を免除すること。</p> <p>8 園長の兼業を許可し、又は教育に関する兼</p> |

| 改正後 |                    |  |  |                   | 改正前             |  |  |  |                   |
|-----|--------------------|--|--|-------------------|-----------------|--|--|--|-------------------|
|     |                    |  |  | 職を承認すること。         |                 |  |  |  | 職を承認すること。         |
|     | 4 学校職員の研修に関すること。   |  |  | 1 研修計画を策定すること。    |                 |  |  |  | 1 研修計画を策定すること。    |
|     | 5 学校職員の共済組合に関すること。 |  |  |                   | 1 組合員原票を送付すること。 |  |  |  | 1 組合員原票を送付すること。   |
|     |                    |  |  |                   | 2 給付事由を認証すること。  |  |  |  | 2 給付事由を認証すること。    |
|     | 6 学校職員の互助組合に関すること。 |  |  | 1 組合員原票を送付すること。   |                 |  |  |  | 1 組合員原票を送付すること。   |
|     |                    |  |  |                   | 2 給付事由を認証すること。  |  |  |  | 2 給付事由を認証すること。    |
|     | 7 学校職員及び幼稚園教職      |  |  | 1 公務災害補償の決定請求を進達す |                 |  |  |  | 1 公務災害補償の決定請求を進達す |

| 改正後 |                        |   |  |                               | 改正前 |                           |   |  |                               |
|-----|------------------------|---|--|-------------------------------|-----|---------------------------|---|--|-------------------------------|
|     | 員の公務災害補償に関すること。        |   |  | ること。                          |     | 員の公務災害補償に関すること。           |   |  | ること。                          |
| 8   | 教職員及び学校職員の職員相談に関すること。  |   |  | 1 教職員及び学校職員の職員相談に係る計画を策定すること。 |     | 8 教職員及び学校職員の職員相談に関すること。   |   |  | 1 教職員及び学校職員の職員相談に係る計画を策定すること。 |
| 9   | 教職員及び学校職員の衛生管理に関すること。  | 1 衛生管理者の任免に関すること。<br>2 世田谷区立学校等衛生委員会に関すること。 |  | 1 教職員及び学校職員の健康診断を実施すること。      |     | 9 教職員及び学校職員の衛生管理に関すること。   | 1 衛生管理者の任免に関すること。<br>2 世田谷区立学校等衛生委員会に関すること。 |  | 1 教職員及び学校職員の健康診断を実施すること。      |
| 10  | 教職員及び学校職員の被服の貸与に関すること。 | 1 被服の貸与をすること。<br>2 貸与期                      |  | 1 貸与品の使用の状況を調査すること。           |     | 10 教職員及び学校職員の被服の貸与に関すること。 | 1 被服の貸与をすること。<br>2 貸与期                      |  | 1 貸与品の使用の状況を調査すること。           |

| 改正後   |                      |                        |                              |  |                        |  | 改正前   |                      |                        |                              |  |                        |                  |  |
|-------|----------------------|------------------------|------------------------------|--|------------------------|--|-------|----------------------|------------------------|------------------------------|--|------------------------|------------------|--|
|       |                      | すること。                  |                              |  | 間を伸縮すること。              |  |       |                      | すること。                  |                              |  | 間を伸縮すること。              |                  |  |
|       |                      | 11 教職員及び学校職員の給与に関すること。 |                              |  | 1 教職員及び学校職員の給与を支給すること。 |  |       |                      | 11 教職員及び学校職員の給与に関すること。 |                              |  | 1 教職員及び学校職員の給与を支給すること。 |                  |  |
| 教育指導課 | 1 教育課程に関すること。        |                        | 1 教育課程届を受理すること。              |  |                        |  | 教育指導課 | 1 教育課程に関すること。        |                        | 1 教育課程届を受理すること。              |  |                        |                  |  |
|       | 2 教科書採択及び無償給与に関すること。 | 1 教科書を採択すること。          | 1 採択結果を報告すること。               |  | 1 教科書需要数を報告すること。       |  |       | 2 教科書採択及び無償給与に関すること。 | 1 教科書を採択すること。          | 1 採択結果を報告すること。               |  |                        | 1 教科書需要数を報告すること。 |  |
|       | 3 教材に関すること。          | 1 特に重要な準教科書の使用を承認すること。 | 1 準教科書の使用を承認すること。<br>2 使用教材届 |  |                        |  |       | 3 教材に関すること。          | 1 特に重要な準教科書の使用を承認すること。 | 1 準教科書の使用を承認すること。<br>2 使用教材届 |  |                        |                  |  |

| 改正後 |                 |                              |                            |   |  |  | 改正前 |                 |                              |   |  |              |  |  |  |
|-----|-----------------|------------------------------|----------------------------|---|--|--|-----|-----------------|------------------------------|---|--|--------------|--|--|--|
|     |                 |                              |                            | を受理すること。                                    |  |  |     |                 |                              | を受理すること。                                    |  |              |  |  |  |
| 4   | 教科領域等の指導に関すること。 | 1 教科領域等の指導に係る特に重要な事項を決定すること。 | 1 教科領域等の指導に係る重要な事項を決定すること。 | 1 教科領域等の指導に係る定例的で重要な事項を決定すること（教育長決定事案を除く。）。 | 1 教科領域等の指導に係る定例的な事項（学校教育部長決定事案を除く。）及び軽易な事項を決定すること。 |  | 4   | 教科領域等の指導に関すること。 | 1 教科領域等の指導に係る特に重要な事項を決定すること。 | 1 教科領域等の指導に係る定例的で重要な事項を決定すること（教育長決定事案を除く。）。 | 1 教科領域等の指導に係る定例的な事項（学校教育部長決定事案を除く。）及び軽易な事項を決定すること。 |              |  |  |  |
| 5   | 教職員の研修に関すること。   |                              | 2 調査研究等を決定すること。            |   | 1 教職員の研修計画を策定すること。                                 |  | 5   | 教職員の研修に関すること。   |                              | 2 調査研究等を決定すること。                             | 1 教職員の研修計画を策定すること。                                 | 1 研修を実施すること。 |  |  |  |
|     |                 |                              |                            |   | 2 教職員を東京都  |  |     |                 |                              |   | 2 教職員を東京都  |              |  |  |  |

| 改正後 |  |                                       |                          |                               |   | 改正前 |  |                                       |                          |                               |   |  |           |
|-----|--|---------------------------------------|--------------------------|-------------------------------|---|-----|--|---------------------------------------|--------------------------|-------------------------------|---|--|-----------|
|     |  | 6 教職員（幼稚園教職員を除く。以下この項において同じ。）の人事に関する事 | 1 校長及び副校長の任免について内申を行うこと。 | 1 校長及び副校長の非行及び事故発生について報告すること。 | 1 教職員（校長、副校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の配置について内申を行うこと。 |     |  | 6 教職員（幼稚園教職員を除く。以下この項において同じ。）の人事に関する事 | 1 校長及び副校長の任免について内申を行うこと。 | 1 校長及び副校長の非行及び事故発生について報告すること。 | 1 教職員（校長、副校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の配置について内申を行うこと。 | 1 教職員（校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の海外旅行（休業期間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行を除く。）を許可すること。 | 2 教職員（校長、 |
|     |  |                                       |                          |                               | 2 教職員（校長、                                     |     |  |                                       |                          |                               | 2 教職員（校長、                                     | 2 教職員（校長、  |           |

| 改正後 |  |  |   |   | 改正前 |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|---|---|-----|--|--|--|--|--|
|     |  |  | <p>栄養職員及び事務職員を除く。)の勤務評定を決定すること。</p> <p>3 校長の出張を命ずること。</p> <p>4 校長の海外旅行を許可すること。</p> <p>5 校長の休暇を承認し、又は職務専念義務を免除すること。</p> <p>6 校長の兼業を許可し、又は教育に</p> | <p>び副校長を除く。)の非行及び事故発生日について報告すること。</p> <p>3 校長の出張を命ずること。</p> <p>4 校長の海外旅行を許可すること。</p> <p>5 校長の休暇を承認し、又は職務専念義務を免除すること。</p> <p>6 校長の兼業を許可し、又は教育に</p> |     |  |  |  |  |  |
|     |  |  | <p>学校栄養職員及び事務職員を除く。)の兼業を許可すること。</p>   | <p>学校栄養職員及び事務職員を除く。)の兼業を許可すること。</p>   |     |  |  |  |  |  |

| 改正後 |   |  |   |   |   | 改正前 |   |  |   |   |   |
|-----|---|--|---|---|---|-----|---|--|---|---|---|
|     |   |  |   | 関する兼職を承認すること。   |   |     |   |  |   | 関する兼職を承認すること。   |   |
| 学務課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 教材、教具及び管理備品に関すること。</li> <li>2 就学援助費及び就学奨励費に関すること。</li> <li>3 連合行事に関すること。</li> <li>4 移動教室その他の校外学習に関すること。</li> </ul> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 就学援助費支給要綱を制定すること。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 就学援助費及び就学奨励費の支給を認定すること。</li> <li>1 連合行事を開催すること。</li> <li>1 移動教室その他の校外学習を実施すること。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 教材、教具及び管理備品を整備すること。</li> </ul> | 学務課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 教材、教具及び管理備品に関すること。</li> <li>2 就学援助費及び就学奨励費に関すること。</li> <li>3 連合行事に関すること。</li> <li>4 移動教室その他の校外学習に関すること。</li> </ul> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 就学援助費支給要綱を制定すること。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 就学援助費及び就学奨励費の支給を認定すること。</li> <li>1 連合行事を開催すること。</li> <li>1 移動教室その他の校外学習を実施すること。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 教材、教具及び管理備品を整備すること。</li> </ul> |

| 改正後  |                  |      |                                   |                         | 改正前 |                  |  |                                   |                         |
|------|------------------|------|-----------------------------------|-------------------------|-----|------------------|--|-----------------------------------|-------------------------|
|      | 5 河口湖林間学園に関すること。 |      |                                   | 1 河口湖林間学園の施設の利用を承認すること。 |     | 5 河口湖林間学園に関すること。 |  |                                   | 1 河口湖林間学園の施設の利用を承認すること。 |
|      | 6 就学に関すること。      |      | 1 就学義務の猶予又は免除を監督庁の定める規程により決定すること。 | 1 指定校の変更を許可すること。        |     | 6 就学に関すること。      |  | 1 就学義務の猶予又は免除を監督庁の定める規程により決定すること。 | 1 指定校の変更を許可すること。        |
|      |                  |      |                                   | 2 区域外就学を承諾すること。         |     |                  |  |                                   | 2 区域外就学を承諾すること。         |
|      |                  |      |                                   | 3 外国人の就学を許可すること。        |     |                  |  |                                   | 3 外国人の就学を許可すること。        |
|      |                  |      |                                   | 4 夜間中学校への就学を認可すること。     |     |                  |  |                                   | 4 夜間中学校への就学を認可すること。     |
| 7 学級 |                  | 1 学級 |                                   |                         |     | 7 学級             |  | 1 学級                              |                         |

| 改正後                 |                                    |                                  |                           |  |                                     |  | 改正前                 |                                    |                                  |                           |  |                                     |  |
|---------------------|------------------------------------|----------------------------------|---------------------------|--|-------------------------------------|--|---------------------|------------------------------------|----------------------------------|---------------------------|--|-------------------------------------|--|
|                     | 編制に関する<br>こと（特別支援<br>学級を除く。）。      |                                  | を編制し、及び<br>同意を求める<br>こと。  |  |                                     |  |                     | 編制に関する<br>こと（特別支援<br>学級を除く。）。      |                                  | を編制し、及び<br>同意を求める<br>こと。  |  |                                     |  |
|                     | 8 通学<br>区域に関する<br>こと。              | 1 通学<br>区域を設定し、<br>及び変更する<br>こと。 |                           |  |                                     |  |                     | 8 通学<br>区域に関する<br>こと。              | 1 通学<br>区域を設定し、<br>及び変更する<br>こと。 |                           |  |                                     |  |
|                     | 9 海外<br>帰国児童及び<br>生徒の教育に<br>関すること。 |                                  |                           |  | 1 帰国児<br>童及び生徒適<br>応学級の運営<br>をすること。 |  |                     | 9 海外<br>帰国児童及び<br>生徒の教育に<br>関すること。 |                                  |                           |  | 1 帰国児<br>童及び生徒適<br>応学級の運営<br>をすること。 |  |
|                     | 10 学校<br>基本調査に関<br>すること。           |                                  |                           |  | 1 学校基<br>本調査の報告<br>を行うこと。           |  |                     | 10 学校<br>基本調査に関<br>すること。           |                                  |                           |  | 1 学校基<br>本調査の報告<br>を行うこと。           |  |
| 地域<br>学校<br>連携<br>課 | 1 学校<br>運営協<br>議会に<br>関する          | 1 学校<br>運営協<br>議会の<br>設置に        | 1 学校<br>運営協<br>議会委<br>員の任 |  |                                     |  | 地域<br>学校<br>連携<br>課 | 1 学校<br>運営協<br>議会に<br>関する          | 1 学校<br>運営協<br>議会の<br>設置に        | 1 学校<br>運営協<br>議会委<br>員の任 |  |                                     |  |

| 改正後 |  |                                  |                           |                                   |                             |                                   | 改正前 |  |                                  |                           |                                   |                             |                                   |
|-----|--|----------------------------------|---------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|-----|--|----------------------------------|---------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|
|     |  | こと。                              | 関すること。                    | 免に關すること。                          |                             |                                   |     |  | こと。                              | 関すること。                    | 免に關すること。                          |                             |                                   |
|     |  | 2 放課後の遊び場対策及び区立学校の遊び場開放事業に關すること。 |                           | 1 放課後の遊び場対策及び遊び場開放事業の基本方針を策定すること。 | 1 遊び場開放運営委員会の指導方針を策定すること。   | 1 遊び場開放に係る研修会を実施すること。             |     |  | 2 放課後の遊び場対策及び区立学校の遊び場開放事業に關すること。 |                           | 1 放課後の遊び場対策及び遊び場開放事業の基本方針を策定すること。 | 1 遊び場開放運営委員会の指導方針を策定すること。   | 1 遊び場開放に係る研修会を実施すること。             |
|     |  | 3 区内大学等との教育活動に係る連携に關すること。        | 1 区内大学等との教育活動に係る特に重要な協定に關 | 1 区内大学等との教育活動に係る協定に關すること。         | 1 区内大学等との教育活動に係る協議会を実施すること。 | 1 区内大学等との教育活動に係る協定等に基づく事業を調整すること。 |     |  | 3 区内大学等との教育活動に係る連携に關すること。        | 1 区内大学等との教育活動に係る特に重要な協定に關 | 1 区内大学等との教育活動に係る協定に關すること。         | 1 区内大学等との教育活動に係る協議会を実施すること。 | 1 区内大学等との教育活動に係る協定等に基づく事業を調整すること。 |

| 改正後 |  |  |       |   |   | 改正前 |  |  |       |   |   |                               |  |
|-----|--|--|-------|---|---|-----|--|--|-------|---|---|-------------------------------|--|
|     |  | 4 区立中学校の部活動への支援及び区立中学校の部活動の地域移行に関すること。 | すること。 | 1 区立中学校の部活動への支援及び区立中学校の部活動の地域移行の基本方針に関すること。 | 1 区立中学校の部活動への支援及び区立中学校の部活動の地域移行の実施方針に関すること。 |     |  | 4 区立中学校の部活動への支援及び区立中学校の部活動の地域移行に関すること。 | すること。 | 1 区立中学校の部活動への支援及び区立中学校の部活動の地域移行の基本方針に関すること。 | 1 区立中学校の部活動への支援及び区立中学校の部活動の地域移行の実施方針に関すること。 | 1 区立中学校の部活動への支援を行うこと。         |  |
|     |  | 5 区立小学校のスポーツ教室に関                       |       | 1 区立小学校のスポーツ教室の基                            | 1 区立小学校のスポーツ教室の実施方針に関                       |     |  | 5 区立小学校のスポーツ教室に関                       |       | 1 区立小学校のスポーツ教室の基                            | 1 区立小学校のスポーツ教室の実施方針に関                       | 1 区立小学校のスポーツ教室を実施するこ          |  |
|     |  |  |       |   | 2 区立中学校の部活動の地域移行に係る事業を実施すること。               |     |  |  |       |   |   | 2 区立中学校の部活動の地域移行に係る事業を実施すること。 |  |

| 改正後 |                          |  |            |                                       |    | 改正前 |                          |  |            |                                       |    |
|-----|--------------------------|--|------------|---------------------------------------|----|-----|--------------------------|--|------------|---------------------------------------|----|
|     | すること。                    |  | 本方針に関すること。 | すること。                                 | と。 |     | すること。                    |  | 本方針に関すること。 | すること。                                 | と。 |
|     | 6 区立学校施設の利用調整に関すること。     |  |            | 1 区立学校施設の使用を承認すること。                   |    |     | 6 区立学校施設の利用調整に関すること。     |  |            | 1 区立学校施設の使用を承認すること。                   |    |
|     | 7 総合型地域スポーツ・文化クラブに関すること。 |  |            | 1 総合型地域スポーツ・文化クラブの支援の実施に関する計画を策定すること。 |    |     | 7 総合型地域スポーツ・文化クラブに関すること。 |  |            | 1 総合型地域スポーツ・文化クラブの支援の実施に関する計画を策定すること。 |    |

## 4 教育総合センター長専管事案

|       | 件名                  | 委員会決定 | 教育長決定 | 教育総合センター長決定 | 課長決定                      |
|-------|---------------------|-------|-------|-------------|---------------------------|
| 教育相談課 | 1 教育総合センターの維持管理に関する |       |       |             | 1 教育総合センター及びその附帯設備の維持管理に関 |

## 4 教育総合センター長専管事案

|       | 件名                  | 委員会決定 | 教育長決定 | 教育総合センター長決定 | 課長決定                      |
|-------|---------------------|-------|-------|-------------|---------------------------|
| 教育相談課 | 1 教育総合センターの維持管理に関する |       |       |             | 1 教育総合センター及びその附帯設備の維持管理に関 |



| 改正後 |  |                       |  |  | 改正前                               |   |  |  |                       |  |  |                                   |   |
|-----|--|-----------------------|--|--|-----------------------------------|---|--|--|-----------------------|--|--|-----------------------------------|---|
|     |  | 4 スクールカウンセラー事業に関すること。 |  |  | 1 スクールカウンセラー事業の実施に係る重要な事項を決定すること。 | 1 スクールカウンセラー事業の実施に係る定例的な事項を決定すること。<br>2 スクールカウンセラーの配置を決定すること。 |  |  | 4 スクールカウンセラー事業に関すること。 |  |  | 1 スクールカウンセラー事業の実施に係る重要な事項を決定すること。 | 1 スクールカウンセラー事業の実施に係る定例的な事項を決定すること。<br>2 スクールカウンセラーの配置を決定すること。 |
|     |  | 5 メンタルフレンド事業に関すること。   |  |  | 1 メンタルフレンド事業の実施に係る重要な事項を決定すること。   | 1 メンタルフレンド事業の実施に係る定例的な事項を決定すること。<br>2 メンタルフレンド事業の終了を決定すること。   |  |  | 5 メンタルフレンド事業に関すること。   |  |  | 1 メンタルフレンド事業の実施に係る重要な事項を決定すること。   | 1 メンタルフレンド事業の実施に係る定例的な事項を決定すること。<br>2 メンタルフレンド事業の終了を決定すること。   |



| 改正後         |  |                               |                           |  |                           | 改正前   |  |             |  |                               |                           |                           |   |
|-------------|--|-------------------------------|---------------------------|--|---------------------------|---|--|-------------|--|-------------------------------|---------------------------|---------------------------|---|
|             |  | 校特例校分教室に関すること。                |                           |  | 特例校分教室の運営に係る重要な事項を決定すること。 | 特例校分教室の運営に係る定例的な事項を決定すること。<br>2 不登校特例校分教室の入室の可否及び退室を決定すること。 |  |             | 校特例校分教室に関すること。                             |                               |                           | 特例校分教室の運営に係る重要な事項を決定すること。 | 特例校分教室の運営に係る定例的な事項を決定すること。<br>2 不登校特例校分教室の入室の可否及び退室を決定すること。 |
| 教育研究・ICT推進課 | 1 教育の情報化の推進に係る計画に関すること。<br>2 教職員の研修に関すること。 | 1 教育の情報化の推進に関する総合的な計画を策定すること。 | 1 教育の情報化の推進に関する計画を策定すること。 |  | 1 教職員の研修計画を策定すること。        | 1 教職員の研修を実施すること。  |  | 教育研究・ICT推進課 | 1 教育の情報化の推進に係る計画に関すること。<br>2 教職員の研修に関すること。 | 1 教育の情報化の推進に関する総合的な計画を策定すること。 | 1 教育の情報化の推進に関する計画を策定すること。 | 1 教職員の研修計画を策定すること。        | 1 教職員の研修を実施すること。  |

| 改正後     |  |  |  |   |  | 改正前 |  |  |  |                               |                                      |
|---------|--|--|--|---|--|-----|--|--|--|-------------------------------|--------------------------------------|
|         |  | 3 教育に係る調査研究に関すること。                       |  |   | 2 教職員を東京都教育委員会が実施する研修に推薦すること。                    |     |  |  |  |                               | 2 教職員を東京都教育委員会が実施する研修に推薦すること。        |
|         |  | <del>4 教育総合センターに係る事業の推進及び調整に関すること。</del> |  | 1 教育に係る調査研究の内容を決定すること。                          | 1 教育に係る調査研究を実施すること。                              |     |  |  |  | 3 教育に係る調査研究に関すること。            | 1 教育に係る調査研究の内容を決定すること。               |
|         |  |  |  | <del>1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る重要な事項を決定すること。</del> | <del>1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る定例的な事項を決定すること。</del> |     |  |  |  | 4 教育総合センターに係る事業の推進及び調整に関すること。 | 1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る重要な事項を決定すること。 |
| 事業推進担当課 |  | 1 教育総合センターに係る事業の推進及                      |  | 1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る重要                       | 1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る定例                        |     |  |  |  |                               |                                      |

| 改正後           |  |   |   |   |   | 改正前           |  |   |   |   |   |
|---------------|--|---|---|---|---|---------------|--|---|---|---|---|
|               | <u>び調整<br/>に関する<br/>こと。</u>  |   |   | <u>な事項を<br/>決定する<br/>こと。</u>                    | <u>的な事項<br/>を決定す<br/>ること。</u>   |               |  |   |   |   |   |
| 支援<br>教育<br>課 | 1 就学<br>支援委<br>員会に<br>関する<br>こと。<br>2 特別<br>支援学<br>級の入<br>級に関<br>するこ<br>と。<br>3 特別<br>支援学<br>級の学<br>級編制<br>に関す<br>ること。 |   | 1 特別<br>支援学<br>級の学<br>級を編<br>制し、及<br>び同意<br>を求め<br>ること。 | 1 就学支<br>援委員<br>会委員<br>の委嘱<br>をする<br>こと。        | 1 就学支<br>援委員<br>会を<br>開催す<br>ること。<br>1 特別支<br>援学級<br>への入<br>級を決<br>定する<br>こと。 | 支援<br>教育<br>課 | 1 就学<br>支援委<br>員会に<br>関する<br>こと。<br>2 特別<br>支援学<br>級の入<br>級に関<br>するこ<br>と。<br>3 特別<br>支援学<br>級の学<br>級編制<br>に関す<br>ること。 |   | 1 特別<br>支援学<br>級の学<br>級を編<br>制し、及<br>び同意<br>を求め<br>ること。 | 1 就学支<br>援委員<br>会委員<br>の委嘱<br>をする<br>こと。        | 1 就学支<br>援委員<br>会を<br>開催す<br>ること。<br>1 特別支<br>援学級<br>への入<br>級を決<br>定する<br>こと。 |
|               | 4 特別<br>支援教<br>育に関<br>するこ<br>と。  | 1 特別<br>支援教<br>育の基<br>本方針<br>を策定<br>するこ | 1 特別<br>支援教<br>育に係<br>る重要<br>な事項<br>を決定                 | 1 特別支<br>援教育<br>に係る<br>定例的<br>で重要<br>な事項<br>を決定 | 1 特別支<br>援教育<br>に係る<br>定例的<br>な事項<br>を決定                                      |               | 4 特別<br>支援教<br>育に関<br>するこ<br>と。  | 1 特別<br>支援教<br>育の基<br>本方針<br>を策定<br>するこ | 1 特別<br>支援教<br>育に係<br>る重要<br>な事項<br>を決定                 | 1 特別支<br>援教育<br>に係る<br>定例的<br>で重要<br>な事項<br>を決定 | 1 特別支<br>援教育<br>に係る<br>定例的<br>な事項<br>を決定                                      |

| 改正後         |                          |  |                                |                |  |                      | 改正前 |             |                          |  |                                |                  |  |
|-------------|--------------------------|--|--------------------------------|----------------|--|----------------------|-----|-------------|--------------------------|--|--------------------------------|------------------|--|
|             |                          |  | と。                             | すること。          | こと（教育長決定事案を除く。）。                             | （教育総合センター長決定事案を除く。）。 |     |             |                          | と。   | すること。                          | こと（教育長決定事案を除く。）。 | （教育総合センター長決定事案を除く。）。                         |
| 乳幼児教育・保育支援課 | 1 区立幼稚園及び区立認定こども園に関すること。 |  |                                |                | 1 保育料の減免を決定すること。                             | 1 入園又は退園を承認すること。     |     | 乳幼児教育・保育支援課 | 1 区立幼稚園及び区立認定こども園に関すること。 |  |                                | 1 保育料の減免を決定すること。 | 1 入園又は退園を承認すること。                             |
|             | 2 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。 | 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この項において「法」 | 1 法第34条第3項の規定による設置の届出の進達をすること。 | 2 法第34条第6項に規定す | 1 法第34条第7項の規定により報告を求め、又は質問させ、若しくは立入検査をさせること。 |                      |     |             | 2 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。 | 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この項において「法」 | 1 法第34条第3項の規定による設置の届出の進達をすること。 | 2 法第34条第6項に規定す   | 1 法第34条第7項の規定により報告を求め、又は質問させ、若しくは立入検査をさせること。 |

| 改正後   |  |  |   |   |  |  | 改正前   |  |   |   |  |  |  |
|---|--|--|---|---|--|--|---|--|---|---|--|--|--|
|   |  |  | とい<br>う。)第<br>34条第<br>1項の<br>規定に<br>よる公<br>私連携<br>法人の<br>指定及<br>び同条<br>第11項<br>の規定<br>による<br>指定の<br>取消し<br>をする<br>こと。 | る廃止<br>等の認<br>可の申<br>請の進<br>達をす<br>ること。<br>3 法第<br>34条第<br>9項の<br>規定に<br>よる通<br>知をす<br>ること。 |  |  |   |  | とい<br>う。)第<br>34条第<br>1項の<br>規定に<br>よる公<br>私連携<br>法人の<br>指定及<br>び同条<br>第11項<br>の規定<br>による<br>指定の<br>取消し<br>をする<br>こと。 | る廃止<br>等の認<br>可の申<br>請の進<br>達をす<br>ること。<br>3 法第<br>34条第<br>9項の<br>規定に<br>よる通<br>知をす<br>ること。 |  |  |  |
|   |  |  | 2 法第<br>34条第<br>2項に<br>規定す<br>る協定<br>を締結<br>すること。   | 4 法第<br>34条第<br>10項の<br>規定に<br>よる勧<br>告をす<br>ること。   |  |  |   |  | 2 法第<br>34条第<br>2項に<br>規定す<br>る協定<br>を締結<br>すること。   | 4 法第<br>34条第<br>10項の<br>規定に<br>よる勧<br>告をす<br>ること。   |  |  |  |
| 備考  |  |  |   |   |  |  | 備考  |  |   |   |  |  |  |
| 1 別表中共通事案とは、各課に共通する事務事業に係る事案を、<br>専管事案とは、各課固有の事務事業に係る事案をいう。 |  |  |   |   |  |  | 1 別表中共通事案とは、各課に共通する事務事業に係る事案を、<br>専管事案とは、各課固有の事務事業に係る事案をいう。 |  |   |   |  |  |  |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>2 別表1の部中において使用している用語のうち、「特に重要な事項」とは、教育行政の基本的な方針及び計画に係る事項をいい、「重要な事項」とは、教育行政の運営に著しい影響を及ぼす事項、教育政策・生涯学習部部長、学校教育部長及び教育総合センター長間の調整を要する事項等をいう。</p> <p>3 別表中に該当する項目がない事案の処理については、類似の事案があるときは、その事案の区分に準じて処理することとし、類似の事案がないときは、主管課の文書主任が、教育総務課長と協議して決定するものとする。</p> | <p>2 別表1の部中において使用している用語のうち、「特に重要な事項」とは、教育行政の基本的な方針及び計画に係る事項をいい、「重要な事項」とは、教育行政の運営に著しい影響を及ぼす事項、教育政策・生涯学習部部長、学校教育部長及び教育総合センター長間の調整を要する事項等をいう。</p> <p>3 別表中に該当する項目がない事案の処理については、類似の事案があるときは、その事案の区分に準じて処理することとし、類似の事案がないときは、主管課の文書主任が、教育総務課長と協議して決定するものとする。</p> |

| 所管部      | 現行組織   | 改正組織   | 改正内容   |
|----------|--|--|--|
| 教育委員会事務局 | <ul style="list-style-type: none"> <li>— 学校教育部               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 学校職員課                   <ul style="list-style-type: none"> <li>— 職員係</li> </ul> </li> <li>— 教職員福利係</li> <li>— 教職員給与係</li> </ul> </li> <li>— 教育指導課</li> <li>— 学務課</li> <li>— 地域学校連携課</li> <li>— 副参事(学校経営・教育支援担当)</li> <li>— 副参事(スポーツ推進担当)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>— 学校教育部               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 学校職員課                   <ul style="list-style-type: none"> <li>— 職員係</li> <li>— 働き方改革推進担当(2)</li> </ul> </li> <li>— 教職員福利係</li> <li>— 教職員給与係</li> </ul> </li> <li>— 教育指導課</li> <li>— 学務課</li> <li>— 地域学校連携課</li> <li>— 副参事(学校経営・教育支援担当)</li> <li>— 副参事(スポーツ推進担当)</li> </ul>  | <p>■学校への支援を強化し、学校における働き方改革をより一層推進するために、働き方改革推進担当係長を新設する。</p>   |
| 教育委員会事務局 | <ul style="list-style-type: none"> <li>— 教育総合センター               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 教育相談課</li> <li>— 教育研究・ICT推進課                   <ul style="list-style-type: none"> <li>— 教育ICT推進担当係長(2)</li> <li>— 教育研究・研修推進担当係長</li> <li>— 事業推進担当係長</li> <li>— 指導主事(3)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>— 支援教育課</li> <li>— 乳幼児教育・保育支援課</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>— 教育総合センター               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 教育相談課</li> <li>— 教育研究・ICT推進課                   <ul style="list-style-type: none"> <li>— 教育ICT推進担当係長(2)</li> <li>— 教育研究・研修推進担当係長</li> </ul> </li> <li>— 指導主事(3)</li> <li>— 事業推進担当課                   <ul style="list-style-type: none"> <li>— 事業推進担当係長(2)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>— 支援教育課</li> <li>— 乳幼児教育・保育支援課</li> </ul> | <p>■STEAM教育をはじめ、新たな学びの創出や魅力ある学校づくり、地域や企業、教育機関との連携等に関する各取組みを集約し、90校それぞれのニーズに対応できるとともに他課との連携した体制づくりを推進するため、事業推進担当課を新設した上で事業推進担当係長を改組、増設する。</p> |